

平成23年第1回由利本荘市議会定例会(3月)会議録

平成23年3月7日(月曜日)

議事日程第3号

平成23年3月7日(月曜日)午前9時30分開議

第1. 会派代表質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	せいゆう会	5番	大関嘉一	議員
	民主党	6番	作佐部直	議員

第2. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	17番	長沼久利	議員
	14番	今野英元	議員
	29番	三浦秀雄	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員(30人)

1番	伊藤岩夫	2番	渡部聖一	3番	佐々木隆一
4番	佐藤譲司	5番	大関嘉一	6番	作佐部直
7番	湊貴信	8番	高橋信雄	9番	若林徹
10番	高橋和子	11番	堀友子	12番	佐藤勇
13番	今野晃治	14番	今野英元	15番	堀川喜久雄
16番	渡部専一	17番	長沼久利	18番	伊藤順男
19番	佐藤賢一	20番	鈴木和夫	21番	井島市太郎
22番	齋藤作圓	23番	佐々木勝二	24番	本間明
25番	佐々木慶治	26番	土田与七郎	27番	佐藤竹夫
28番	村上亨	29番	三浦秀雄	30番	渡部功

欠席議員(0人)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	村上健司
副市長	藤原由美子	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	土田隆男
市民福祉部長	荘司和夫	農林水産部長	小松秀穂
商工観光部長	渡部進	建設部長	熊谷幸美
岩城総合支所長	今野光志	由利総合支所長	三浦貞一
大内総合支所長	鈴木一	東由利総合支所長	工藤良
西目総合支所長	加賀秀喜	鳥海総合支所長	土田修

教 育 次 長 鈴 木 幸 治 消 防 長 土 田 喜 一 郎
企 画 調 整 部 次 長 兼 石 川 裕
企 画 調 整 課 長

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

局 長 伊 藤 篤 次 長 遠 藤 正 人
書 記 高 橋 知 哉 書 記 石 郷 岡 孝
書 記 鈴 木 司 書 記 今 野 信 幸

午 前 9 時 2 9 分 開 議

議 長 (渡 部 功 君) お は よ う ご ざ い ま す 。 た だ い ま か ら 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

出 席 議 員 は 30 名 で あ り ま す 。 出 席 議 員 は 定 足 数 に 達 し て お り ま す 。

そ れ で は 、 本 日 の 議 事 に 入 り ま す 。 本 日 の 議 事 は 、 日 程 第 3 号 を も っ て 進 め ま す 。

議 長 (渡 部 功 君) 日 程 第 1 、 会 派 代 表 質 問 を 行 い ま す 。

せ い ゆ う 会 代 表 、 5 番 大 関 嘉 一 君 の 発 言 を 許 し ま す 。 5 番 大 関 嘉 一 君 。

【 5 番 (大 関 嘉 一 君) 登 壇 】

5 番 (大 関 嘉 一 君) ケ ー ブ ル テ レ ビ で ご ら ん の 市 民 の 皆 さ ん 、 そ し て 議 場 の 皆 さ ん 、 お は よ う ご ざ い ま す 。 せ い ゆ う 会 の 大 関 で ご ざ い ま す 。

議 長 の お 許 し を い た だ き ま し た の で 、 私 は 会 派 で な く 、 市 民 を 代 表 し て 質 問 を さ せ て い た だ き ま す 。

各 議 員 、 今 冬 の 大 雪 に 触 れ て お ら れ ま し た が 、 不 幸 に も 雪 害 に 遭 わ れ ま し た 市 民 の 皆 様 に 、 私 ど も 、 せ い ゆ う 会 か ら も 衷 心 よ り お 見 舞 い 申 し 上 げ ま す と と も に 、 当 局 に は 対 策 に 万 全 を 期 し て い た だ き た い も の と 思 い ま す 。

こ の よ う な 自 宅 の 雪 も ま ま な ら ない 中 、 ど な た が 声 か け し た か わ か り ま せ ん が 、 80 人 余 り の 市 職 員 、 各 総 合 支 所 の 職 員 が 2 日 間 の 除 雪 、 地 域 パ ト ロ ー ル 。 そ し て 地 域 振 興 局 、 民 間 団 体 の た く さ ん の 皆 様 が 先 頭 に 立 っ て の ボ ラ ン テ ィ ア が 報 道 さ れ て お り ま し た が 、 こ の 精 神 に 敬 意 を 表 し た い と 思 い ま す 。

地 震 空 白 地 帯 と 言 わ れ る 本 荘 由 利 沿 岸 。 災 害 時 に は こ の よ う な ボ ラ ン テ ィ ア 精 神 の 輪 の 広 が り を 願 う も の で ご ざ い ま す 。

そ れ で は 質 問 に 入 ら せ て い た だ き ま す が 、 代 表 質 問 は 質 問 内 容 が 制 限 さ れ て お り ま し て 、 な お さ ら 5 人 目 と な り ま す と 重 複 す る 質 問 も 出 て き ま す が 、 私 の 視 点 で 質 問 さ せ て い た だ き ま す 。

そ れ で は 、 通 告 に 従 い ま し て 大 綱 7 点 に つ い て お 伺 い い た し ま す 。

大 綱 1 、 施 政 方 針 に つ い て お 伺 い い た し ま す 。

1 点 目 、 由 利 本 荘 市 総 合 発 展 計 画 (基 本 構 想) を 見 直 す べ き と 思 う が に つ い て お 伺 い し ま す 。

市 長 就 任 か ら は や 2 年 、 み ず か ら 行 動 す る 市 長 と し て 日 々 の 御 精 励 に 敬 意 を 表 す る も の で ご ざ い ま す 。

さ て 、 行 政 ・ 民 間 問 わ ず 、 業 務 の 効 率 的 運 営 に は 、 目 的 ・ ビ ジ ョ ン が あ り 、 目 標 達 成 の た め の 計 画 が 必 要 で あ る こ と は 、 皆 様 周 知 の ご と く で ご ざ い ま す 。

当市も平成17年度から平成26年度までの総合発展計画が初代柳田市長によって提案され、平成18年3月定例会で承認されております。

現在は実施計画にローリングが加えられ遂行されておりますが、市政の根幹をなす基本理念は先代市長の理念で動いておるのが現状でございます。長谷部市長も市政に対する思い入れがあって立候補し、当選されました。

市長みずから市政に対する理念を明確に文章化し、議決を得て市民に公表し、市民に何を求め市政運営に御協力をいただくか、これが本筋ではないでしょうか。首長が交代した場合、基本構想の見直し作業を行っている例は多いと伺っております。

去年、3月定例会代表質問で自治基本条例制定についてお伺いしまして、「検討する」との答弁をいただいております。この条例制定も基本構想の延長線上にあるものです。

あわせて市の将来展望をお聞かせいただければありがたいと思います。

大綱の2、財政関係についてお伺いします。

1点目、市の長期的財政の見通しをどうとらえているかについてお伺いいたします。

先般、昨年の国勢調査の速報値が発表され、秋田県が人口減少率マイナス5%と、全国ではありがたくないトップのようでございます。また、人口減少率が大きい自治体ほど高齢化率が大きいという結果が出ております。この結果を受け、県では10年後、人口減の影響で交付税減、そして歳出は高齢化率の高まりで社会保障費の増大などで政策的経費が大幅に圧迫されるだろうと予測しております。

現在、当市では合併特例法により、合併市町村が合併しなかった場合と同様に算定された普通交付税が入っております。しかし、平成26年度をもって交付税の特例期間が終了し、その後5年間は特例分が段階的に減額となり、平成32年度からは特例はなくなり、交付税は現在より約38億円の減額となるようです。

平成21年度決算で経常収支比率が91.9%と、幾分改善はされているものの極めて硬直化した当市の財政構造に加えて、今後予定される学校3校建設、そして消防署新庁舎建設等の大型事業、社会保障費の増大等の社会的要因の変化が予想される中、当市の長期的財政の見通しをお伺いするものでございます。

2点目、地方公社の整理が加速しているが、由利本荘市土地開発公社の実情と今後の見通しについてお伺いします。

自治体にとりまして、右肩上がりの経済の申し子と言われる各公社も取り巻く社会情勢の変化に伴い、その役目を終えようとしております。

大きな理由として、債務保証等をしている母体である自治体の財政難のために、全国的に解散が加速しているようでございます。使い道の定まらない国療跡地のような、いわゆる塩漬け土地に今年度も市、県町村公社に1億1,000万円余りの経費が一般会計に計上されております。国療跡地について市長は希望的に言及されておりますが、議会の関与もない債務保証の現状は、状況によっては今後の当市の財政負担になると思われませんが、土地開発公社の実情と今後の見通しを伺うものであります。

3点目、第三セクターにかかわる外部評価についてお伺いします。

地方自治体が第三セクターの債務を保証することは、法律で禁じられております。昨年8月、東京高裁は長野県安曇野市の第三セクター安曇野菜園への損失補償を違法とし、「債務の支払いのための支出をしてはならない」という判決を出しております。

損失補償自体が否定されたわけではないのですが、契約内容が問題で、全国には同様の契約が多いと見られております。

先般、公表されました当市の第三セクターの経営調査報告書では、利用者、自己資本比率、余剰金等いずれも100%満点に対し、30~40%台の低評価でございました。しかしながら一方、21年度実績で年間利用者140万人、売上高12億円、雇用人数250人と、極めて高い存在力を示していると報告されております。

しかしながら、何の対策も講じず、恒常的に損失補償のみの繰り返しであれば、公社同様の財政負担になるのは必須でございます。

市ではどのように検証したか、また、今後の見通しについてお伺いするものでございます。

大綱の3、条例関係についてお伺いします。

1点目、職員の懲戒処分の法的根拠となる規則を整備すべきと思うがについてお伺いします。

去年からことしにかけて、市長は「綱紀肅正の徹底を」と何度、口にしたでしょうか。処分された職員が41名にも上ったことは残念でありませんが、これは当局、そして我々議会のチェックの甘さに起因するところも大なるものがあるかと思えます。新年度からはこの言葉が不要となりますよう、ともども頑張ろうじゃないですか。

さて、昨年暮れ、当局の処分の根拠が魁新聞にて指摘されております。当市の例規では自動車運転事故に対する懲戒規定はあるものの、懲戒の手續及び効果に関する条例の実施に関しては、必要な事項は規則で定めるとありますが、いまだ定められておらないのが現状でございます。処分の透明性、妥当性、公平性を図る上でも規則の整備が必要と思えますが、当局の考えをお伺いします。

2点目、外国人の土地取得に対する対策として、条例等で対応するべきと思うがについてお伺いします。

去年、白神山地に来た外国人から、突然山の値段を聞かれ慌てた話が新聞に載っております。昨年12月の林野庁の報告では、北海道、神戸など計30件の買収を確認しているようでございます。つい最近も、隣、山形県の最上川源流の森林が買収され、水源が危ないのではないかと不安の声が上がっているようでございます。

今は買収されたこの土地も国内で点でございますが、それがやがて線となり面となるようでは、日本国家の将来にとっても大変ゆゆしき問題であります。

国の現行法では、外国人による土地取得、所有には何の制約もないのが現状のようです。

ほかの自治体では、人口をふやさんがため安易に土地・家屋の提供を施策としてしているところもありますが、運用には国の将来を見据え、慎重を期する必要があるかと思えます。

山林が75%を占め、市の水源を大方賄っている当市も、他山の石として対策を備える必要があるかと思えますが、当局の考えをお伺いします。上位法を必要とするならば、国・県に働きかけるなど対策も必要と思えます。

大綱4、平成23年度新規・拡大事業についてお伺いします。

1点目、由利組合総合病院運営費補助事業の経緯、必要性は。

先般の県議会で、J A秋田厚生連では平成22年度決算見込みが7億5,000万円の黒字になることが福祉環境委員会で報告されております。

由利組合総合病院も外来患者が2万人余り減少しているものの、平成21年度は1億2,000万円余り、平成22年度は2億4,500万円の黒字決算見込みとなっております。

地域の医療現場として医師の確保が急務であることは理解しておりますが、そのために医師確保奨学資金貸付事業1,045万円、医師研修資金貸付事業360万円、去年から運用されている遠隔地受診受付システム構築事業2,190万円余り、こうした幾多の補助事業が設けられております。

そのほか、黒字経営の病院に運営費補助金として3,800万円の予算が計上されている使用目的は何か、一市民として素朴な疑問が生じるわけですが、経緯、必要性についてお伺いいたします。

2点目、(仮称)秋田由利牛振興公社設立に係る調査費、出資金についてお伺いいたします。

去年の宮崎県における口蹄疫、最近の鳥インフルエンザ。東北地方では幸いにも発症例は見受けられないものの、関係農家の精神的負担は多かろうと思われれます。

2月21日、第3回県有種雄牛枝肉共励会で、烏川牧場の板垣さんの枝肉が最優秀賞に輝き、当市の肥育技術の高さを示す快挙で、敬意とお祝いを申し上げたいと思います。

今定例会に提案されました秋田由利牛の郷推進事業は、由利牛ブランド確立のために大いに推進されたしとの思いでございますが、唐突の提案で全体像が不透明であります。また、大綱2で質問させていただきました公社の自治体に与える功罪と照らしたときに、公社化に至った経緯に疑念を持たざるを得ません。経緯、事業内容、管理運営、責任の所在等お伺いするものでございます。

大綱の5、県立総合射撃場についてお伺いします。

去年から都度、新聞報道されておりますが、進展が図られないまま今日に至っております。県立総合射撃場の鉛での土壤汚染による閉鎖問題は、用地の取得から施設建設まで県の事業であるがゆえ、一義的には県と対応している鉛害対策特別委員会の問題であるわけですが、当市内で続いているこの紛争は、両者の問題と位置づけてよいのか、市の関与はあるののかないのか、問題の実情と市の考え方をお伺いするものでございます。

大綱の6、市役所は地域最大のシンクタンク、秋田県立大学との連携強化を図り、地域おこしの先頭に立つべきについてお伺いします。

地域づくり、地域おこしは人づくりからとよく言われます。市役所は当市1、2を争う組織体であり、シンクタンク 頭脳集団でございますが、シンクタンクでもあり、人材、財政力、情報収集、発信力を備えた地域の拠点でございます。昨今は職員も単なる事務屋ではなく、経営感覚を持ってとよく言われます。

余談ではございますが、地域おこしのために「夜のまちの活気がないとまち全体に活気がなくなる。職員は大いに飲み歩き、情報を集めろ」と、こう訓示している県内の首長もおられるそうでございます。

今、全国の大学が地域を越えて、産・学・官の連携が進んでおり、当市も平成21年2月、県立大学と連携協力協定を結んでおります。

昨今は連携も先端産業だけではなく、身近な地場産業などでも自治体などへの大学の協力が広がっております。観光で市内の大学と連携を組む穂積秋田市長も「観光は市の成長戦略、大学への期待は大きい」とっております。

地域に潜在する長所・特徴は、地域の人は意外と気づかないものでございまして、市の情報量、大学の自由な発想、企業の経営ノウハウ、豊富な人材と情報を総動員して、職員の一層の自覚と奮起を願うとともに、今後の連携の活用に対する市長の考え方、あわせて指導力をお伺いするものでございます。

大綱の7、文化財・民俗芸能の保護についてお伺いいたします。

鳥海地域で伝承されている本海獅子舞番楽が新たに国の重要無形文化財に指定されますことは皆様御承知のごとくございまして、地域の皆さんにお祝い申し上げますとともに、今後のますますの御精進に期待するものでございます。

秋田県は国の重要無形文化財が16件と、全国一多い県と伺っております。

先般、会派研修でユネスコ無形文化遺産に登録されている神楽専用の舞台を持つ花巻市大迫交流活性化センター、早池峰ホールと言うそうでございますが、へ行きまして、この早池峰山ろくに点在する神楽の郷で研修をさせていただいたところでございます。観光客用に年間の公演日程を決めるなど観光鑑賞用としても存在感を発揮していましたが、課題はどこも同じで少子化による後継者問題のようでした。

質問ですが、1点目、文化財保護条例における管理責任者はだれか。

2点目、重文に指定されれば、継承に関する国の補助制度を利用できるとされておりますが、民俗芸能団体に対し、市ではどのような助成をし、どのような効果を上げているか。

3点目、最も大きな課題である後継者問題でございますが、民俗芸能を後世に残すべく、どのような保存体制をとるのかお伺いするものでございます。

以上、大綱7点について質問させていただきました。当局の明快な答弁をお願いするものでございます。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。大関嘉一議員の会派代表質問にお答えいたします。

初めに、1、施政方針について、（1）由利本荘市総合発展計画（基本構想）を見直すべきと思うがと（2）市の将来展望をどう描いているかについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

市の総合発展計画は、本荘由利1市7町合併協議会において策定された新市まちづくり計画を基本とし、社会経済情勢の変化による主要事業の見直しなどを盛り込んで、平成18年3月に市議会の議決を経て策定されました。

合併協議に際し1市7町は、新市まちづくり計画に基づいたまちづくりを目指して協議を進め、合併にこぎつけたものであります。

したがって、新市まちづくり計画を基本とした総合発展計画には、合併前の各首長だけでなく、各市町の住民や議会の合併に向けた思いが込められているものと理解しております。

総合発展計画は、合併新市が目指す将来の姿を長期的に展望した計画であり、市の将来像の基本概念である基本構想、それを実現するための基本的な方向性を定めた基本計画、そして、事業内容を明らかにした主要事業から成っております。

私は、市町村合併を背景に策定された今回の総合発展計画における基本構想や基本計画

については、合併特例債の申請要件となる新市まちづくり計画を基本としていることから、合併後10年間は尊重しなければならないものと考えております。

なお、平成27年度からの次期総合発展計画の策定期も近づいており、平成24年度には新たな基本構想・基本計画の策定作業に取り組むこととなりますので、策定に当たっては、多くの市民の皆様の声を反映できるよう進めてまいります。

また、社会経済情勢の変化も速く、それに対応した行政運営が求められていることから、市長任期の折り返しに当たる平成23年度に、主要事業について見直しを図ろうとするものであります。

見直しに当たりましては、緊急性や優先性を私なりに考慮し、地域枠とは別に新たな枠を設けて実施してまいりたいと考えております。

なお、市の将来展望についてであります。農・商・工・観の地域産業を生かしたまちづくりに努めるとともに、透明性の高い公平・公正な行政を推し進めるため、情報公開、市民参加などに積極的に取り組んでまいります。

次に、2、財政関係についての(1)市の長期的な財政の見通しをどうとらえているかについてお答えいたします。

本市の財政状況は、平成21年度決算において、経常収支比率91.9%、財政健全化判断比率では、実質公債費比率20.3%、将来負担比率203.9%と厳しい状態にあることは御案内のとおりであります。

このため、事務事業の見直しや予算編成を通じて経常経費の圧縮を図るとともに、繰り上げ償還を積極的に実施し、公債費負担の軽減を図ってきたところであります。

この結果、普通会計の市債残高は平成22年度をピークに減少し、平成22年度決算では、実質公債費比率19%台、将来負担比率190%台に改善できるものと見込んでおります。

しかしながら、今後の財政状況については、歳入において、課税客体の減少や市民所得の低迷に伴う市税の減少、普通交付税合併算定がえの縮減が予定されている一方で、歳出では、少子高齢化などに伴う扶助費や繰出金などの増加が見込まれることに加え、公共施設の耐震化や旧国立療養所秋田病院跡地利用計画の具体的な検討・事業化に向けた財源の確保など課題が山積しております。

今後の財政運営に当たりましては、引き続き公債費負担適正化計画を遵守し、財政計画の整合性を図りながら、身の丈に合った財政運営を堅持し、財政規律を保ちながら健全な財政運営に努めてまいります。

次に、(2)地方公社の整理が加速しているが、由利本荘市土地開発公社の実情と今後の見通しはについてお答えいたします。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地方公共団体が100%出資して設立する特別法人であります。

由利本荘市土地開発公社は、旧本荘市により昭和50年6月に設立されており、主な目的は、市からの依頼により用地の先行取得を行うことにあります。

土地開発公社予算の内容につきましては、長期借入金の定期償還が主なものであり、平成22年度末における長期借入金の残高見込みは、14億1,741万4,506円となっております。

その内訳であります。本荘由利総合福祉エリア整備事業が平成28年度までに元金・利息合わせて5億1,861万5,187円を償還し、完了する予定であります。

また、公社が先行取得し保有している子吉川遺跡公園整備事業用地は、年約125万円の利息の支払いをしており、市は平成25年度までに元金・利息合わせて1億2,774万2,860円の取得経費により取得することとなります。

旧国立療養所秋田病院跡地については、年約1,190万円の利息の支払いをしており、市は平成26年度までに元金・利息合わせて9億2,512万8,192円の取得経費により取得することとなります。

いずれにしても、事業実施には公社からの用地取得が前提となります。

今のところ新たな用地取得の計画はないことから、現在、公社が保有している資産の処分完了後は、土地開発公社設立の所期の目的・役割を踏まえた上で、解散も含めた公社のあり方を検討していく必要があるものと考えております。

次に、(3)第三セクターにかかわる外部評価についてお答えいたします。

第2次行政改革大綱では、ますます厳しさの増している第三セクターの経営状況に対処するため、各法人の経営状況を検証し、点検評価や経営改善指導に努め、一層の経営合理化と効率化を進めることとしております。

このため、本年度、中小企業診断士である外部専門家による本市の第三セクター9法人について経営状況調査を行ったところであります。

この調査から本市の第三セクターは、平成19年9月の日沿道岩城 にかほ間の開通による利用者の流れの大きな変化や、温泉部門を併設している施設の燃料費高騰等に伴うコスト負担の拡大、主要な製品やサービスに係る市場ニーズの変化、従来の主要客層の利用見通しの低下と利用者数そのものの減少傾向など厳しい経営環境下にあります。

こうした状況を踏まえた各法人個々の経営改善課題を的確に把握するとともに、具体的な改善目標と取り組み内容を明確にすることが重要であり、23年度に実施すべきもの、今後3年度内及び5年度内に達成すべきものと区分して、改善指針をまとめているものであります。

各法人には、この改善指針に対応した向こう3年間の経営改善計画の作成と提出を求め、2月に開催した第三セクター見直し調整会議において、各支配人より部門ごとの改善取り組みについても説明を受けるとともに、本市の農業及び観光振興施策との連携取り組みの積極的推進などについて協議したところであります。

23年度においては、上半期と下半期に各法人の改善取り組みを点検するとともに、改善目標達成に向け、引き続き強力に指導してまいりたいと考えております。

次に、3、条例関係について、(1)職員の懲戒処分の法的根拠となる規則を整備すべきと思うがについてお答えいたします。

地方公務員である市職員の懲戒処分につきましては、地方公務員法第27条及び第29条に処分の種類等が規定されており、また、処分の手続及び効果等につきましては、条例により定めることとされております。

本市におきましても、由利本荘市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例において、各処分の内容が規定され、これに基づき処分を決定しております。

また、処分を決定する際の基準の詳細化であります。本市の場合、交通事故の事案に関しましては、由利本荘市職員の自動車運転事故職員の懲戒等に関する規程及びその責任判断基準を定め、これを用いております。

交通事故以外の事案につきましては、御指摘のとおり市独自の詳細な基準を設けておらず、これまでは人事院による懲戒処分に関する指針に準ずるとともに、本市の過去の事例と他自治体の事例などを参考として決定してまいりました。

懲戒処分を決定する際の基準として本市独自の詳細な規程を設けることは、処分の厳正を期するためにも必要な措置と考えられ、現在、規程を定めるべく作業を進めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)外国人の土地取得に対する対策として、条例等で対応すべきと思うがにお答えいたします。

北海道などで外国資本による森林買収が相次いでいる中、先般、山形県最上川の源流の森林をシンガポール在住の外国人が購入したことで、「住民らが水源が危ないと不安を募らせている」との報道があり、森林資源が豊かで、また広大な面積を持つ本市といたしましても危機感を持ったところであります。

私としては、法のすき間を縫って進められるこうした外資の土地取得については、早急に実態に合った法整備が必要であると考えているところであり、政府としても法規制の検討作業に入っているようであります。

自治体によっては、独自の条例を制定して対策を講じているところもあり、今後、国の動向を注視しつつ、条例等についても調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜ります。

次に、4、平成23年度新規・拡大事業について、(1)由利組合総合病院運営費補助事業の経緯、必要性はについてお答えいたします。

由利組合総合病院では、J A秋田しんせいの代表理事専務や常務理事、行政側から私とにかほ市長、議会からは両市の議長を委員とする由利組合総合病院運営委員会が開催されており、この席上、病院側から不足している医師や看護師の確保・定着を図り地域医療を守るため、医療機能の充実に対する財政支援を要請されたところであります。

大関議員の御質問のとおり、先月25日に県議会の福祉環境委員会でJ A秋田厚生連の平成22年度決算見込みが示され、7億5,000万円の黒字になると報告されました。

このうち、由利組合総合病院の平成22年度決算見込みは、2億4,000万円程度の黒字を見込んでおりますが、これは医療機器の更新や修繕を極力控えてきたことや、10年ぶりの診療報酬のプラス改定に伴う増収によるものと伺っております。

由利組合総合病院の単年度収支は黒字を見込んでおりますが、平成21年度末の累積赤字は、J A秋田厚生連病院の中で最大の51億9,000万円を抱えている状況となっております。

二次医療圏の中核病院として、現在指定を受けている救急告示病院、がん診療連携拠点病院、第二種感染症指定医療機関、災害拠点病院などの医療機能の充実を図るとともに、医師確保・定着につながる魅力ある臨床研修指定病院としての充実により、市民が安心して医療の提供を受けられるよう運営費を助成するものであります。

なお、公的医療機関に対する運営費の補助については、補助実績により特別交付税措置の対象となるものでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)(仮称)秋田由利牛振興公社設立に係る調査費、出資金についてお答えいたします。

ゆり高原ふれあい農場については、指定管理者制度等による民営化の方針を持っておりましたが、施設の規模や業務内容の特殊性、地域の畜産振興に果たす公益的な役割等から対象が絞りにくい状態が続いておりました。

また、肉用牛の肥育経営については、これまで畜舎の整備や素牛の導入などを中心に支援してまいりましたが、思うような増頭の成果が上がっておらず、今回、新たな視点から肥育に本格的に取り組むため、公社化を提案したものであります。

これは、現在、市直営で管理運営している、ふれあい農場の機能強化を図りつつ、これまで構築してきた高い肥育技術をベースとし、ＪＡを初め管内の新規参入も含めた肥育農家などとの連携のもと公社化し、繁殖牛及び肥育牛の肥育管理の実践・実証を初め、肥育素牛の農家への預託、肥育技術の指導など総合的な取り組みを实践する拠点施設として体制整備を考えたものでございます。

公社運営のため市とＪＡで２億円の出資金を予定しておりますが、用途につきましては、現在、事業内容を引き継ぐ経営のための費用のほか、農家への肥育素牛の預託は年間150頭を計画しており、出荷までの２年間、300頭分、１頭当たり50万円とし、１億5,000万円を見込んでおります。

経営の最終責任は、出資者である市とＪＡで主体的に負うものですが、具体的な組織の名称、体制、業務内容、管理運営方法等については、今後、準備検討委員会を設けて検討してまいります。

市の畜産振興と効率的な経営が可能な組織になるよう進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様方からも特段の御理解と御指導をお願いしたいと思います。

次に、５、県立総合射撃場についてにお答えいたします。

岩城道川地区にある同施設は、平成7年7月に旧岩城町の誘致により開設されたもので、クレーとライフルの公認射撃場として、これまで東北総合体育大会や全日本選手権大会、秋田わか杉国体などの大きな大会が開催されてきました。

平成16年に広範囲に大量の鉛散弾が蓄積するクレー射撃場の環境問題が全国的にクローズアップされ、同年に旧岩城町の射撃場周辺4町内の町内会長等で組織する県立総合射撃場鉛害対策特別委員会が発足し、以降、長年にわたり設置者である県に対し、改善策を求めてきたものであります。

県は、特別委員会の要望に応じ、秋田わか杉国体終了後に調査設計を経て本格的な工事に着手し、昨年12月までにクレー射撃場の汚染土壌の搬出・処分が終了いたしました。

また、これらの工事と並行し、工事終了後の射撃場のあり方について検討を重ねる県に対し、特別委員会は地元の総意として、クレー射撃場だけではなく鉛弾が回収されずに施設内に蓄積されているライフル射撃場も含めて全面閉鎖するよう、昨年10月に意見書を提出しております。このことにつきましては、私からも県に対し、地元住民の要望を理解し、尊重していただくように申し入れておりました。

これに対し県は、先月、特別委員会に対し、「汚染土壌の回収処分工事が終了したクレー射撃場は閉鎖したい。また、県内に代替施設がないライフル射撃場については、環境保全対策を講じた上で今後も存続したい」との考え方を説明し、今月には県議会に対しても同様の説明をしております。

このような状況において、本市といたしましては、地域住民の皆様の環境不安を解消す

るため、引き続き地元の特別委員会と連携を図りながら、今後も県に働きかけてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、6、市役所は地域最大のシンクタンク。秋田県立大学との連携強化を図り、地域おこしの先頭に立つべきについてお答えいたします。

本市は、秋田県立大学と一昨年2月に、地域社会の発展や産業振興に向けて相互に協力するため、連携協力協定を締結させていただきました。

協定書には、公開講座の開催や人材育成、さらには市や大学が推進する事業への協力などがうたわれております。

これまでも県立大学とは、産学共同研究センター、地元企業、市による産・学・官の連携を推進しておりますが、さらなる協力関係と連携を図ることを目的としております。

大学は、地域にとって、まちづくりを進める上で重要なパートナーであり、市では、県立大学への支援として開学以来、新入学生の歓迎会や学生と地元市民が交流を行う絆の里づくり事業を実施してきております。

昨年12月には県立大学本荘キャンパスで大学教職員と市職員による情報交換会を開催し、私も出席して、引き続き市と大学が連携・協力していくことを確認したところであります。

県立大学からは、各種審議会等の委員や多くの分野で市の事業に御協力いただいております。

市職員も統合型GIS事業を初め、鳥海高原桃野菜の花まつりや携帯電話を使って市内の商店を紹介するゆりポン事業などについて、県立大学と一緒に事業に協力しております。

また、県立大学が研究開発している木質系バイオマスを原料としたバイオ・リファイナリーは、杉などの木質バイオマスからバイオエタノールを製造する実証事業であります。杉などの間伐材等も利用できることから、森林面積の多い本市としては、期待を寄せているところであります。

なお、県立大学のほか国際教養大学とも今月末には連携協定を結ぶ予定であり、今後も大学との連携を図りながら、本市の産業振興の活性化を推進してまいりたいと考えております。

次に、7、文化財・民俗芸能の保護について、(1)文化財保護条例における管理責任者はだれか、(2)民俗芸能団体に対し、どのような助成をし、どのような効果を上げているか、(3)民俗芸能を後世に残すべく、どのような保存体制をとるのかについては、教育長からお答えいたします。

以上であります。

議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 大関嘉一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

7の文化財・民俗芸能の保護についての(1)文化財保護条例における管理責任者はだれかについてであります。本市の文化財保護条例は、国の文化財保護法と同様、第一は関係者の所有権・財産権を尊重した上に成り立っている規定であります。

したがって、基本的には指定文化財は、その所有者が管理責任者になりますし、無形文化財の管理責任者は、その保持者や保存団体になります。事例によっては、有形文化

財を含め一般的に所有者のさまざまな事情により、所有者が保存管理できない場合には、関係団体や協会、公的機関に管理をゆだねる場合があります。

その例として具体的には、本市の郷土資料館等の保存施設がこれに当たります。

また、複数の土地を一つの史跡として指定する場合もあり、史跡鳥海山の場合は、文化庁により由利本荘市が管理団体として指定を受けております。

このため、市では毎年市が主催して、国指定史跡鳥海山管理者連絡会を開催し、関係者約60名と史跡の保存管理・活用について協議を行っております。

次に、(2)の民俗芸能団体に対し、どのような助成をし、どのような効果を上げているかについてであります。民俗芸能は、各地域の歴史と風土、そして日常生活の中で継承されてきた文化の根源をなすものとして、本市の大切な文化資産としてとらえ、さまざまな支援策を講じているところであります。

今年度は、市内各地域において芸能団体と情報交換するための芸能団体地域連絡会を開催し、後継者不足など各団体が抱えている課題や地域と一体となって積極的に取り組んでいる団体の活動状況などについて話し合いました。

来年度は、市内各団体との直接対話を中心とした連絡会をブロック単位に開催する予定であり、今年度の市の取り組みやその成果について率直に意見を求め、見直し・検討を加えながら、行政と芸能団体、そしてそれを取り巻く地域との連携を大切に、一体となって振興に努めてまいりたいと思っております。

また、今年度より本市の定住自立圏構想共生ビジョンの団体育成プロジェクト事業により、各団体の用具の保存修理や記録作成、現地公開、後継者育成事業に対して助成することとしております。

この助成制度は、文化財指定の有無にかかわらず、緊急を要する団体に対して優先的に10万円を限度として支援するものであり、今年度は7団体に対して助成しており、団体の活性化と継承意欲の高揚に大きく貢献したものと考えております。

さらに、今年度は国際教養大学地域環境研究センターに協力いたしまして、市内の各芸能の由来や内容をまとめたホームページ、秋田民俗芸能アーカイブスが立ち上げられ、インターネットでの情報公開がされております。

今後も国際教養大学と連携を深め、民俗芸能の保存活用に努めてまいります。

次に、(3)民俗芸能を後世に残すべく、どのような保存体制をとるのかについてであります。本市は鳥海山をキーワードに、文化庁の指導・支援を受け、民俗芸能の保存に努めているところであります。

現在、市内の民俗芸能団体が情報交換を行い、行政と連携して保存継承に取り組んでいく母体となる由利本荘市民俗芸能団体連絡協議会の設立を目指しております。

また、この団体の伝承意欲の高進を図るとともに、市民の理解と意識の高揚を図ることを目的として市民俗芸能大会を、各地域を巡回して開催しており、今年度で4回を数えております。

さらに23年度は、全国の民俗芸能の後継者問題研究者を招いての講演会を計画しております。

また、全国に民俗芸能の魅力を情報発信する取り組みとして、今年度は、全国農協観光協会の民俗芸能と農村生活を考える会で、本海獅子舞番楽を東京で公演したところであり

ます。

今後は、秋にオープンする文化交流館「カダーレ」を情報発信の拠点といたしまして、本市の民俗芸能の公開情報を提供するとともに、公演会を開催するなど全国に向けてPRしたいと考えております。

また、平成26年に本県での開催が決定いたしました国民文化祭や国立劇場で行われている文化庁の民俗芸能フェスティバル、本市が所属している全国民俗芸能保存振興市町村連盟などの各種大会への出演など、全国を視野に入れた取り組みも関係部署と連携し、関係機関に働きかけながらその実現に努め、観光振興、地域振興にも取り組んでいきたいと考えております。

さらに、国際教養大学地域環境研究センターの民俗芸能の情報発信事業を継続して支援し、全国初の試みである民俗芸能の2分間動画とともに、英語版、中国語版、韓国語版による解説情報の発信を行い、本市の民俗芸能を我が国を代表する芸能として、東アジアを中心に世界へその魅力を伝えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（渡部功君） 5番大関嘉一君、再質問ありませんか。

5番（大関嘉一君） 1点伺わせていただきますが、施政方針につきまして、基本構想、それから総合発展計画、これは私の思いを質問で述べさせていただきました。けれども、市長がかわり、一番先に手をつけるのが総合発展計画、あるいは基本構想じゃないかと、私は個人的に常々そう思っておりまして、2年たってやっときょうの質問になったわけでございますけれども、市長が合併を尊重して、そして、まず26年度までは見直さないと、それならそれで結構なんです。ただその間、市長のまちづくりに対する理念というのは、なかなか見えてこないもので、時折市民から聞かれることもあるんですけども、市をどうつくっていくかという市長の思いを一体どうやって市民に広く知らしめるか、これも課題ではないんじゃないかなと思っております。

私としてはできるだけ早く見直して、そして市長の思いを出していただきたいと、そういうふうに思っているわけでございます。市長選のさなかでございましたけれど、市長は大変いい言葉を残しておるんです。私も叫んで歩きました、「市政一新待ったなし」。私はこの一言に尽きるんじゃないかなと、今も思っておるわけですが、この件に関して市長、いかがお思いでしょうか。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 再質問に対してお答えをいたしますが、総合発展計画の見直しをすべきであるという御意見であります。いずれ先ほど私が答弁させていただいたように、今の発展計画というのは10年間、27年までという10力年になるわけでありまして、その発展計画を見ますと、もちろん前の市長さん、あるいは合併協議会の各首長さん、あるいは議会の皆さん、いろんな思いが込められた発展計画だったと思います。それはそれなりに私は尊重すべきであると考えておりますが、いずれ27年度からの次期発展計画の策定作業に入らなければなりません。現実的には来年度からその作業に入るわけでありまして。それはそれで私なりのカラーをお示ししながら、次期発展計画を策定したいと考えてはおります。

いずれ時代の流れで早急に改善策を講じていかなければならないものもございまして、

そういった点については、現状の発展計画を尊重しつつも見直しをかけてやっていきたいと考えておるわけであります。

ただ、市長に就任しましてから、まだ2年でありますので、この間、継続事業というのもありまして、途中でそれをやめるわけにもいかないという部分もありますので、そこは総合的に判断をしながら、大関議員の思いも私もよくわかりますので、できることから見直しをかけて、そしてまた次期発展計画については私なりのカラーを出して、その作業が来年度から始まるということで御理解を願いたいなと、このように思います。

議長（渡部功君） 5番大関嘉一君、再々質問ありませんか。

5番（大関嘉一君） なし。

議長（渡部功君） 以上でせいゆう会代表、5番大関嘉一君の会派代表質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時51分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会派代表質問を続行いたします。

民主党代表、6番作佐部直君の発言を許します。6番作佐部直君。

【6番（作佐部直君）登壇】

6番（作佐部直君） 民主党の作佐部直でございます。議長からのお許しがありましたので、これから代表質問を始めさせていただきます。

その前に、レバノンに端を発しました中東各国の民衆蜂起は、次々と独裁政権を打ち倒し、ようやく本来の民主主義が確立されようとしております。

この動きは大きなうねりとなって世界に広がり、中国でもジャスミン革命として民衆の勇気を奮い立たせようとしておりますが、この間に多くの市民の血が武力によって流されていることに心から哀悼の意を表します。

一日も早い平和と真の民主主義の実現を願うものであります。

ところで私は、政権政党である民主党籍を持つ市議会議員として去年8月に民主党会派を立ち上げ、ことし1月から秋田県3区総支部の常任幹事に就任をいたしました。

それにもかかわらず、民主党が政権交代を果たす原動力となった公約の大きな柱である子ども手当の支給方法については、現在の政府方針と大きく意見が異なることをまず最初に表明させていただきます。

その理由は、子ども手当の支給に必要な財源は全額国庫負担とし、徹底的にこれまでの無駄を省き、事業仕分けや特別会計の再検証などで財源を生み出し、決して地方には負担はかけないとの約束がほごにされつつあることに対し、党員として党の変節を心から憂うからであります。

それでは、大項目1の子ども手当の地方負担についての（1）全国各地での地方負担への拒否宣言をどう思うかについて、市長の御見解をお尋ねいたします。

2月12日付の時事通信によれば、来年度の政府予算案における子ども手当の給付費は、総額2兆9,356億円に上っております。

その財源負担の内訳としては、国費 2 兆 2,077 億円、都道府県と市町村が 5,549 億円、事業主 1,731 億円となっており、この地方負担額は全体の約 2 割を占めるとのことでありました。

したがって、仮に地方が負担を拒否すると、現在の子供 1 人当たり 1 万 3,000 円の手当が約 3,000 円減額される見込みになるとのことでありました。

また、共同通信が子ども手当の地方負担について、都道府県と政令指定都市にその扱いを尋ねたところ、2 月 21 日までに群馬・神奈川両県と、さいたま、千葉、横浜、川崎の 4 市が負担を拒否すると回答しております。

さらに、全国で少なくとも 59 市町村が拒否する方針であることが、都道府県や各地の市長会、町村会などへの取材を通じて判明いたしました。

長谷部市長におかれましては、これらの自治体の動向をどう思われるか、また、政府の迷走について何らかの意思表示をするおつもりがないかについて、率直なお考えを述べていただきたいと存じます。

次に、(2) の扶養控除の廃止に伴う市税の増収見込み額は幾らかについてお尋ねをいたします。

細川厚生労働大臣は、2 月 8 日の会見で「扶養控除の廃止に伴う地方の増収分を、子ども手当や子育て支援に使っていただきたい」と述べました。

本市の子ども手当の地方負担額に相当する歳入が、扶養控除の廃止による住民税の増収で本当に賄えるのか、さらに、子育て支援策にも回せるほどの額なのか、ぜひお知らせをいただきたいと思います。

次に、(3) の旧来の児童手当に戻ったときの本市の財政負担額についてお尋ねをいたします。

与謝野経済財政担当大臣は、2 月 15 日の閣議後の会見で「もともと地方は児童手当をやっていたので、その児童手当に相当する財政負担は当然地方に負っていただくのが必要だ」と述べています。

仮に今国会で予算関連法案が不成立になり、再び児童手当の支給に戻った場合、本市の財政負担額が幾らになるか、子ども手当の負担額との比較でお答えをいただきたいと思います。

最後に、(4) の法案が通らない場合にシステムの再構築が必要かについてお尋ねいたします。

従来の子童手当法が復活した場合、市町村は児童手当を支給しなければなりません、多くの自治体は、所得制限があった児童手当支給用の電算システムを子ども手当用に改修しており、再び児童手当が復活すれば、各自治体は保護者の所得の把握などのため、再度システムを改修する必要に迫られることとなります。

本市の場合、新たにシステムの再構築が必要なのか、また、それにかかる費用は幾らになるのか、できるだけ正確な金額をお知らせください。

次に、大項目 2 番、歴史的建造物の保存と活用についてお尋ねいたします。

初めに、(1) の昭和 13 年建築の旧矢島線最後の駅舎を生かせないかについてお尋ねをいたします。

矢島線は、もともと本荘と雄勝町院内を結ぶ院本線構想のもとに建設が進められました。

その構想とは別に、初めに本荘と由利町前郷間が横荘西線として開業し、その後、前郷から矢島までが結ばれたことで、国鉄矢島線としての営業が始められております。

当時の鳥海村の人々は、本荘と院内を結ぶ院本線構想の実現を信じ、やがては伏見から笹子まで鉄道が開通するものと期待しておりました。

しかし、矢島町の中には、鳥海村までの延伸には反対の空気が強かったと、各種の歴史資料が物語っております。

その理由として、開業当初の前郷は、終着駅として人の往来や物資運搬の拠点となったため、旅館や商店などが大いに繁盛しました。

それが矢島まで鉄道が延伸したことで、にぎわいが一気に矢島に取ってかわられることになったという事実が背景にあります。

そのため矢島町では、鳥海村まで鉄道が延びれば前郷と同じことになるかと警戒しているうちに敗戦を迎え、鳥海村を経由して雄勝町院内にまで至る院本線構想は、次第に影を潜めてしまいました。

もしも院本線が実現していれば、羽越・奥羽両本線と連結した矢島線は、廃止になることがあり得ず、今日の民営化による地元の負担もなかったものと、今さらながら悔やまれます。

このことは、ある種の地域エゴが全体の発展を妨げてしまった例として後世に伝えるべき貴重な教訓ではないでしょうか。

さて矢島駅は、今から73年前の昭和13年10月21日に開業しました。現在の鳥海山ろく線の前身は国鉄矢島線で、さらにその前身は大正11年に開業した横荘鉄道であります。

こちら当初は、本荘、横手、釜石を結ぶ陸羽横断鉄道構想という壮大な計画のもとに建設が始められましたが、残念ながら前郷側からも矢島側からも東にレールが延びることはついにありませんでした。

ところで、今回の予算案に取り壊し費用が計上されている旧矢島駅は、東北の駅百選に選ばれた新駅舎の傍らに今も当時の面影を残しております。旧矢島線の残りの各駅舎はすべて取り壊されたため、近代鉄道史を物語る貴重な遺構としてぜひとも保存されるべきではないでしょうか。

由利高原鉄道の幹部職員に伺いますと、旧矢島線や横荘鉄道にかかわる多くの貴重な鉄道資料を収集し、現在も大切に保存されているとのことでもあります。

そこで、旧矢島駅に必要最小限の復元工事を施し、矢島線記念資料館などとして整備することで乗客誘致や観光開発の新たな資源として活用できないか、当局の前向きな御見解をぜひお聞かせください。

次に、(2)の旧鮎川小学校校舎の今後の利活用のビジョンはについてのお尋ねであります。

旧由利町には、古い木造校舎である旧鮎川小学校が残されております。

児童数の減少から、明治7年の開校以来130年の歴史に幕を閉じ、残念ながら平成16年3月に閉校となりました。

この極めて美しい校舎を守ろうと、平成20年7月、鮎の風実行委員会が組織され、校舎を利用した多くのイベントを企画・運営されております。

現在の校舎は、築57年が経過していますが、地元産の良質の木材を使った木造平屋建て

の重厚感あふれるつくりになっており、そのたたずまいは周囲の自然環境によく溶け込んでおります。

学校の中には純和風の礼法室や中庭の日本庭園など、他に類例のない特徴ある施設が現存しており、昭和20年代の建築様式を伝える貴重な木造学校建築物として国の登録待ちとなっています。

校舎の沿革が記された記念碑によれば、昭和29年に鮎川中学校としてこの地に建てられましたが、昭和45年の中学校統合によって小学校に生まれ変わり、半世紀にわたって児童生徒たちの学びやとして地域の心のよりどころになってきました。

今回の予算案には、各種イベントが実施しやすいように校舎整備の予算が盛り込まれましたが、イベント参加者や見学者の利便性向上のため、今後はグラウンドわきに鳥海山ろく線の臨時乗降駅を新設すべきと考えますが、当局の御見解をお聞かせください。

また最近、地域住民からも鮎の風実行委員会と連携し、今後は住民主体の活動も展開したいという機運が高まってきているようであります。

当局におかれましては、この機運をどのように生かし、支援していくのか、これからの方針についてもお尋ねをいたします。

次に、大項目3の新規事業である貸工場管理事業について、幾つかお尋ねをいたします。

予算案の概要についての説明によりますと、この事業の対象になるのは、今月末で閉鎖となる秋田新電元大内工場とのことであります。

秋田新電元は、旧本荘市の誘致企業として昭和45年7月に資本金5,000万円で会社が創立され、平成4年3月には大内工場が竣工し、平成7年6月には飛鳥工場が竣工しております。さらに、平成9年11月には資本金が操業当初の10倍に当たる4億9,000万円に増資された地域貢献度の高い優良企業であります。

従業員数は、創立30周年の平成12年4月には1,000名を突破しましたが、創立40周年の平成22年6月末現在では、正社員が606名、その他の社員が145名の計751名の従業員で操業されていることが会社概要に記されておりました。

このうち、大内工場には約60名の従業員がおられますが、新聞等の報道によりますと、大内工場を閉鎖しても解雇などの雇用調整はなく、大内工場の全従業員と生産設備は、大浦工場へ順次シフトしながら、4月1日から2工場体制に移行するとのことであります。

秋田新電元は、親会社である新電元工業のデバイス事業の主力の工場であり、今回の工場集約による経費節減や生産効率の向上などでコスト競争力を高め、パワー半導体需要の増加が見込まれる自動車市場や新エネルギー市場で、事業拡大を図っていく計画であるとしております。

ところで大内工場は、旧大内町が工場用地を整備して誘致したもので、敷地は1万2,700平方メートル、そこに秋田新電元が2,750平方メートルの工場を建設して、年間約150万円の賃借料を支払っていたとのことであります。

そこで、次の4項目についてお尋ねをいたします。

まず、(1)の誘致企業の撤退時に敷地の原状復帰費用はだれの負担かについてですが、誘致企業が工場を閉鎖して撤退する際の取り決めがなされているはずであり、その契約書などにはどのように記載されているか、その内容についてお知らせください。

また、敷地の原状復帰費用の見積もりが企業から提出されておりましたら、その金額に

についてもお知らせください。

次に、(2)の今後の経済情勢の変化による同様の事案への市の対応はであります、リーマンショック以降の厳しい企業間競争の過程で、別の誘致企業もしくは地元企業から同様の申し出があった場合、市はどのように対応するつもりなのか、明確な御答弁をお願いいたします。

次に、(3)の計上された予算以外の維持管理費用は本当はないのかについてであります。

計上された約142万円の予算の内訳は、電気料金が120万円、水道料金が10万円、草刈りに10万円、火災保険に2万円とのことでありました。

平和な中山間地の建物とはいえ、無人となった工場は、不審者の出入り、出火や落雷、暴風雨など不測の事態が起こらないとは断定できません。

さらに、ことしのような記録的な豪雪に見舞われる可能性も否定できないことから、後で多額の補正予算を計上せざるを得ないような事態を招かないようにとの質問であります。

最後に、(4)の工場が長期間放置されずに活用される見込みはあるのかについてであります。予算案とともに提案されました由利本荘市企業支援貸工場条例案は、その設置の理由として、第1条に「起業者及び新たに事業展開を行おうとする企業並びに研究開発を行う企業等を育成し、地域産業の発展及び企業誘致の推進に資するため。」としております。

また、第3条で、貸し工場を利用できる業態としては、製造業その他製造に関連する業種、ソフトウェア事業及び情報処理サービス業と、職種が限定されておりました。かなり門戸を狭めているのではないかと懸念がぬぐい切れませんが、4月以降の利用申し込みについて、もし何らかの見込みがあるのならば率直な見解をお示しいただければ幸いと存じます。

最後に、大項目4の鳥海山の自然・人文要素全体を世界複合遺産に、についてお尋ねをいたします。

中項目の質問(1)の認定に必要な基準は既に満たしているのではないかと(2)の環鳥海の視点から、連携して次のステップへ進む手順については、関連がありますので一括してお尋ねをいたします。

鳥海山は、海岸線から直線距離でわずか16キロの地点に、2,236メートルのピークがあるまさに日本の至宝とも呼ぶべき万人に親しまれる霊峰であります。

深田久弥は、名著「日本百名山」の中で、「山容秀麗という資格では、鳥海山は他に落ちない。眼路限りなく広がった庄内平野の北の果てに、毅然とそびえ立ったこの山を眺めると、昔から東北第一の名峰とあがめられてきたことも納得できる。」と高く評価しております。

このような独立火山峰は、全国的にも類例がなく、頂上までのわずかな間に海浜、平地、河川、高原、湿原、山岳地帯と、各種の生態系が圧縮されており、自然が生み出した最大の奇跡と評した自然科学者もおります。

そのため、山岳地帯には鳥海山の固有種であるチョウカイアザミとチョウカイフスマが咲き誇り、原始の杉であるチョウカイクラスギが威容を誇ってそびえ立っています。

また、天然記念物に指定されている獅子ヶ鼻湿原では、鳥海山固有種のヒラウロコゴケ、

さらには別名鳥海マリモと呼ばれるムラサキヒシヤクゴケなどの多くの希少種が確認されました。

加えて、絶滅危惧種であるイヌワシやクマタカの生息と繁殖も確認されており、地質学的にも鳥海山噴火の泥流が形成し、大地震で隆起した象潟の名勝九十九島など、自然遺産としての認定基準は、既に十分満たされているものと思われます。

また、人文要素に目を向けると、古来から人々の信仰を集めた霊山として史跡鳥海山の国指定や、本海獅子舞番楽が国の無形民俗文化財に指定への動きなど、今こそ次のステップに向け準備を進めるべきと思われます。

世界遺産には複合遺産というジャンルがあり、文化遺産と自然遺産の両方の要素を兼ね備えたものが認定されております。

ただし、2010年8月現在、世界遺産全911件のうち複合遺産はわずかに27件しかありません。このうち、アジアに存在するのは、すべてが中国の山であり、泰山、黄山、峨眉山、武夷山の4峰となっております。これらの認定理由を分析してみれば、決して我が鳥海山が引けをとっているとは考えられません。

ところで、鳥海山が世界遺産に認定されるまでは、幾つかの困難なステップを乗り越える必要があります。

まずは、環鳥海の市町村が思いを一つにし、互いが持っている世界遺産の構成要素を洗い出し、それを共有し合う作業があります。

さらには、秋田・山形の両県にも世界遺産認定を推進する部署の設立が必要になりますが、静岡・山梨の両県は、富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議を結成し、2013年までの世界文化遺産登録を目指しております。

世界遺産認定への作業は、県の領分だと誤解されている向きもありますが、最大の原動力は、何といたっても地元市町村の熱意にほかなりません。

佐々田教育長は、環鳥海の市町村に先駆けて、民間研究団体である鳥海山の会の設立に大きな指導力を発揮されました。

文化庁の現在の方針から見れば、本海獅子舞番楽を突破口として世界文化遺産認定への方向が近道とは思われますが、ここは乾坤一てき、周辺市町村に働きかけ、日本初の世界複合遺産への道を目指すべきと考えます。どうか佐々田教育長持ち前のチャレンジ精神あふれる前向きなお考えをお聞かせください。

以上で私の代表質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） それでは、作佐部議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、子ども手当の地方負担について、（1）全国各地での地方負担への拒否宣言をどう思うかについてお答えいたします。

現政権与党である民主党は、平成21年の衆議院議員選挙において、マニフェストの大きな柱として中学生以下の子供1人当たりにつき月額2万6,000円の子ども手当の支給を掲げました。

この際、5兆3,000億円に上る財源については、税金の無駄遣いの一掃や所得控除の廃止により捻出できるとされておりましたが、昨年4月に施行された、いわゆる平成22年度

子ども手当法では、財源を確保するために「子ども手当の一部は児童手当として支給する。」とし、児童手当分の費用負担を県・市などの地方及び事業主に求めました。

この費用負担の仕組みは、現在、国会で審議中の平成23年度子ども手当法案においても継続されており、これに反発した自治体が、子ども手当の負担を拒否するとして当初予算案に計上しない事態となっております。

しかしながら、法案が成立した場合、各市町村は法に定められた手当の支給が、また県においては、これにかかる費用の負担が義務づけられますので、最終的には補正予算での対応が必要となります。

全国市長会でも昨年末、政府が平成24年度以降の子ども手当制度設計に当たり、地方と幅広く検討するとしたことで事務返上などの最終手段は見送り、事実上容認したところがあります。

負担を拒否した各自治体首長のお考えは十分理解できますが、本市では、新年度当初予算案に平成23年度子ども手当法案に即した額を計上し、議員各位に審議をお願いしているところでありますので、御理解願いたいと思います。

次に、(2)扶養控除の廃止に伴う市税の増収見込み額は幾らかについてお答えいたします。

御承知のとおり、子ども手当の支給とともに、満16歳未満の扶養親族に係る、いわゆる年少扶養控除が平成24年度住民税から廃止されますが、これに伴う個人市民税への影響額について、本市独自にシミュレーションをいたしました。

なお、現在確定申告期間中でありますので、使用したデータは、平成21年分の所得に係るものであります。

この結果、個人市民税の増収見込み額は約1億8,200万円でありますが、実際の収入額は、賦課決定、収納後に確定されるものであります。

次に、(3)旧来の児童手当に戻ったときの本市の財政負担額はと、(4)法案が通らない場合にシステムの再構築が必要かについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

子ども手当は、児童手当より増額となった部分について、すべて国がその費用を負担しており、地方の負担は、児童手当と同程度となっております。

新年度予算案に計上しております子ども手当の支給総額は、平成23年2月分からの12カ月分で約16億1,876万円、このうち国庫負担額が約13億174万円、県と市の負担額はそれぞれ約1億5,851万円ずつとなっております。

もし仮に、平成23年度子ども手当法案が成立せずに4月分以降は児童手当に戻ったとすれば、支給総額は約7億3,867万円、このうち国庫負担額が約4億2,331万円、県と市の負担額はそれぞれ約1億5,768万円ずつと推計されます。

このように、本市の負担額は若干減少するものの、ほぼ変化はないものと推測しております。

また、本市は、児童手当の認定・支給事務を総合福祉保健システムにより対応しておりますが、子ども手当制度施行時に児童手当のメニューをシステムにそのまま残し、新たに子ども手当のメニューを追加しております。

したがって、仮に従来どおりの児童手当を支給することになっても、システム改修の必

要はありませんが、支給対象者等のデータの移行作業は必要となりますので、その費用に約50万円ほど要すると見込んでおります。

次に、2、歴史的建造物の保存と活用について、(1)昭和13年建築の旧矢島線最後の駅舎を生かせないかについてお答えいたします。

旧矢島駅舎は、現在、由利高原鉄道の倉庫として使用されておりますが、老朽化により維持管理が非常に厳しい状態であると伺っております。

平成19年に策定した由利高原鉄道再生計画において、その駅舎を解体し、パーク・アンド・ライド駐車場として活用する計画が当時の由利高原鉄道再生支援協議会において了承され、平成23年度に国・県・市の3者から3分の1ずつの負担により整備することとしております。

国鉄矢島線当時の矢島駅舎を解体することは大変残念なことではありますが、現在の由利高原鉄道の利用者にとって、利便性向上のための重要な環境整備でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、(2)旧鮎川小学校校舎の今後の利活用のビジョンはについてお答えいたします。

旧鮎川小学校は、平成16年3月に廃校となりましたが、歴史と趣のある校舎を保存するとともに、地域のシンボリックなコミュニティー施設として利活用できないかとの地域要望もあり、現在、地域有志の団体・鮎の風を中心に、廃校利用に関する講演会やシンポジウム、ミニコンサートなどが開催されております。

市では、文化庁などの専門官による歴史建造物調査を実施し、「特に、校舎の全体配置が非常にすぐれている」との評価を受け、将来の貴重な文化財として登録申請することとしております。

今後、消防施設及び電気設備を改修し、由利地域はもとより、広域的な交流推進拠点施設として生涯学習や郷土資料・文化財保存等の機能を加え、利活用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

なお、御質問にある、鳥海山ろく線の臨時乗降駅の新設については、バリアフリーへの対応や旧鮎川小学校付近の踏切制御システムを新たに構築していかなければならないため困難なものと伺っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、3、貸工場管理事業についての(1)誘致企業の撤退時に敷地の原状復帰費用はだれの負担か、(2)今後の経済情勢の変化による同様の事案への市の対応は、(3)計上された予算以外の維持管理費用は本当はないのか、(4)工場が長期間放置されずに活用される見込みはあるのかについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

このたびの貸工場管理事業につきましては、平成4年に旧大内町の誘致企業として進出した株式会社秋田新電元の大内工場の無償譲渡の申し入れを受けたことによるものであります。

昨年11月、会社側より今後の経営方針についての説明があり、その内容は「生産効率の向上、さらにはコスト競争力を高める目的で、市内に3つある工場のうち大内工場を閉鎖し、2つに集約する」とのことでありました。

企業撤退時の原状復帰費用につきましては、土地の賃貸借契約書に返還時の原状復旧の義務の条項があり、借受人の責任となっているものであります。市が認めた場合は、その義務を免除できるものとなっております。

今回のケースにつきましては、市の工業振興にとって有益と認められることから、工場の譲渡を受け入れる際に、現状のまま返還を受けることにしたものであります。

なお、会社側からは、仮にこの工場を解体した場合の費用としては、約1,600万円が見込まれると伺っております。

同様事案への対応についてであります。工場設置から閉鎖までの経緯、建築年数など一定の基準を設けながら、本市への有益性について、個々に調査・検討の上、対応していかなければならないと考えております。

予算計上された以外に維持管理費が発生しないかにつきましては、現時点で一般的に考えられる経費を見積もったものであります。これ以外に想定を超える事態が発生した場合は、状況に応じて対応してまいりたいと存じます。

この施設が長期間、空き工場にならないかについてはありますが、リーマンショック以降、国内企業では、工場の増設よりも空き工場を活用した生産体制の構築を考える傾向が見られ、昨年4月以降、本市でも数件の問い合わせを受けております。

利用できる業種としては、比較的雇用が多く見込まれる、短期間で生産体制を整えることができる製造業や、それに関連した業種を想定しておりますが、新年度事業では、建設業の新分野への事業展開に対する助成制度も創設予定であり、異業種分野への進出による活用など幅広く活用できる施設と考えております。

この新たな貸工場制度について、市内企業はもとより、県内外で機会あるごとに積極的にPR活動を展開し、未利用の状態が長期とならないよう努めてまいります。

次に、4、鳥海山の自然・人文要素全体を世界複合遺産にの(1)認定に必要な基準は既に満たしているのではないかと、(2)環鳥海の視点から、連携して次のステップへ進む手順については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

議長(渡部功君) 佐々田教育長。

【教育長(佐々田亨三君)登壇】

教育長(佐々田亨三君) 作佐部直議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

4の鳥海山の自然・人文要素全体を世界複合遺産にの(1)認定に必要な基準は既に満たしているのではないかとについてであります。昭和47年のユネスコ総会で採択されました世界遺産条約で定義された世界遺産は、大きく文化遺産・自然遺産、そして、両方の価値を兼ね備えた複合遺産に分類されておりますが、この複合遺産については、御承知のように我が国からはまだ登録がなされておられません。

文化遺産と自然遺産の登録については、それぞれの国の法律で保護されている遺産の中からユネスコが定めた10項目の登録基準の1つ以上に合致することが必要とされ、さらに複合遺産の場合は、文化遺産と自然遺産の両面において、それぞれの基準に合致する必要があるとされております。

鳥海山は、自然遺産の分野では、既に昭和38年に鳥海国定公園として、また文化遺産の分野では、平成21年に国の史跡として自然公園法、文化財保護法でそれぞれ保護されております。

したがって、鳥海山は、文化遺産・自然遺産の両分野から世界遺産登録へ向かうための基準を満たしていると言えます。

ブナを中心とした原生林は少ないものの、鳥海山固有の植物や絶滅危惧種に指定されている希少な動植物も生育しており、内陸側と海岸側では植生が異なるという鳥海山特有の特色を国に訴えながら、今後は、ユネスコが定めている世界的視野に立った登録基準に合致するよう、さらなる調査・研究、そして関係機関への理解を求めていくことが必要であると考えているところであります。

鳥海山を中心としながら、周辺の自然遺産や文化遺産との複合も視野に入れ、検討してまいりたいと思います。

次に、(2)の環鳥海の視点から、連携して次のステップへ進む手順はについてですが、文化庁は平成18年、文化遺産・自然遺産、そして複合遺産について、登録候補のリストを作成し、調整の整ったものから順次、ユネスコの暫定リストに掲載しております。

現在、13件の文化遺産、1件の自然遺産が暫定リストに掲載されております。

鳥海山文化遺産の調査・研究は、今まで各研究機関がそれぞれの分野から実施してきた経緯がありますが、本市とにかほ市、山形県遊佐町が連携し、環鳥海の視点から総合的に行う学術調査は、平成19年に始まったばかりであります。

今後は、次のステップとして現在、酒田市教育委員会と交流している輪を広め、まさに環鳥海という視点から両県の協力を得て、調査・研究、情報発信に努めていくとともに、継続して国際教養大学などの関係研究機関と連携し、世界的視野に立って鳥海山の魅力を発信してまいりたいと考えているところであります。

また、新たな世界遺産の分野として平成18年に発効した無形文化遺産を契機として、本市の本海獅子舞番楽や国記録選択になっている猿倉人形芝居につきましても環鳥海の視点に立ち、鳥海山の無形文化遺産として世界遺産候補に優先して選定し、登録手続をとっていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

しかし、その一方で、本市の民俗芸能においては、後継者不足等の多くの課題を抱えております。

現在、鳥海の直根小学校では、学校の必修クラブに獅子舞や猿倉人形芝居を取り入れた学習を行っており、矢島中・高においても連携校の特色を生かし、伝統芸能を取り入れた取り組みを検討していただいております。

鳥海山は、本市の文化の根源をなすものであります。鳥海山にかかわる文化や自然遺産、そして無形の文化遺産について、これからも継続してその保存と活用、そして登録等の活動に努めてまいりますので、御支援・御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（渡部功君） 6番作佐部直君、再質問ありませんか。

6番（作佐部直君） 子ども手当の地方負担についての再質問でありますけれども、現在の混迷する国会の状況下では扶養控除の削減と地方負担の押しつけは確実に実施され、子ども手当が旧来の児童手当に戻る可能性は極めて高いものと思われれます。

扶養控除の削減は、実質の増税でありますけれども、やがては子ども手当の満額を国費で支給するから、結局は国民や地方の負担は軽減されるという論理そのものが破綻することになります。

御答弁によれば、子ども手当の本市の負担分は1億5,600万円、税の増収分は1億8,000万円余りとなるようですが、この増収分の金額はあくまで収納率100%の数字であります。

ですから、実際はその1割引になると考えなければなりません。これで子ども手当の地方負担も子育て支援も賄えというのは、税収の多い都市部では成り立つかもしれませんが、税収の少ない大方の地方自治体ではとても成り立ちません。

さらには、子ども手当で給食費の未納分を徴収できるようにするなど、まさに本末転倒であります。

なお、この3月は、給食費の未納分の督促に多くの学校の先生方が苦勞されております。私は、給食費は国策として全額無料にすべきものと考えております。なまじ有料なために、モンスターペアレントから週に1回はめんがいいだの、パンにしろだの、ハンバーガーを出せなどという注文や文句が出てくるのであります。給食費は全額無料にし、国家が国策で提供する給食に文句があるのならば、自分で弁当をつくれときっぱりと保護者らに言うべきであります。

長谷部市長並びに佐々田教育長には、この際、子ども手当の地方負担を拒否して、その財源で給食費を全額無料にし、学校給食のすべてを米飯給食にするよう提言をいたします。

パンもめんも米粉の活用で十分に対応ができる時代となりました。さらに副食材料も冷凍食品や加工食品は使わず、可能な限り季節の地場産に限定すべきであり、牛乳も地場産を提供すべきではないでしょうか。これは提言でございます。私の感想でございますので。もしそれで栄養士や調理員の負担がふえるのなら、増員すればいいのであります。

これで地域の農林水産業は活気づき、後継者不足も緩和されて確実に税収も上がることでしょう。秋田県の食料自給率はカロリーベースで約150%、北海道に次いで全国第2位であり、確たる農業政策さえあれば自給自足も十分可能な土地柄であります。

何とぞ子ども手当の地方負担についての意思表示につきましては、3月2日、ついこの間ですが、全国市長会からも十分そのことを留意するようという要望書が出ておりました。

市の政策として法案が通った際に、補正なり本予算で対応しなければならないということは重々承知の上で申しております。いま一度御見解をお示しいただければありがたいと思います。

次に、鳥海山の複合遺産について、これも要望であります。我が東由利が生んだ郷土の誇りである遠藤章氏のノーベル賞の受賞は確実であり、恐らく時間の問題でありましょう。また、由利本荘市民であるなら日々だれもが仰ぎ見る鳥海山は、地域のほぼすべての学校の校歌の中に脈々と歌い継がれております。広大な地域が一丸となって困難を克服しながら隆々たる発展を遂げるには、何よりもこの辺境の地で生きるための誇りが必要ではないでしょうか。

世界が認めた遠藤章氏のたぐいまれなる業績に対し、先生は「郷土の自然が培ったものだ」と謙虚に語られておりますが、もちろん、本人の粘り強い努力と精進のたまものでもあります。我が郷土がノーベル賞の受賞者を生み、世界遺産の恵みに包まれている、これが実現した暁には、子々孫々にこの地で生きる誇りを与えることになります。長谷部市長を初め佐々田教育長の今後の奮闘に心から期待を寄せるものであります。これは質問でなくて要望であります。このことに関する佐々田教育長の所感がございましたら、ぜひお聞かせください。

以上であります。

議長（渡部功君） 質問者をお願いいたします。再質問の要旨につきましては、簡潔をお願いしたいと思います。

それでは、当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 再度の御質問であります。子ども手当に関しては先ほど私が答弁したとおりであります。拒否しても最終的には補正予算で対応していかなければならないということになります。作佐部議員のお気持ちはよくわかりますが、23年度の子どもの手当法案に即した額を今回の議会に計上させていただいた次第であります。

議長（渡部功君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 先ほどの所感ということでございましたが、やはり本市は、どこの地域にも特色を持った鳥海山を抱えていると思います。この環鳥海の視点に立ったさまざまな関連の史跡指定等、文化財等の窓口から他の市町村とも強くきずなを保って、その中心となって国や県に働きかけながら、この地を鳥海山の雄大な自然と文化をはぐくんできた一大都市づくりを目指すことができればなという希望を持ちながら、努力していければと思っています。

それは、やはりその根底をなすのは、郷土の私たち一人一人の多くの活動になるんだろうと思いますので、多くの関連の鳥海山を盛り上げるいろいろなサークルであるとか、あるいは関係団体に一人一人が主体的に加わり活動することが、国にも世界にもユネスコのほうにも認められていく土台になると思いますので、行政・教育委員会などが提案しながら一緒に活動できればというのは強く思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

議長（渡部功君） 6番作佐部直君、再々質問ありませんか。

6番（作佐部直君） ありません。

議長（渡部功君） 以上で民主党代表、6番作佐部直君の会派代表質問を終了いたします。

以上をもって会派代表質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（渡部功君） 日程第2、これより一般質問を行います。17番長沼久利君の発言を許します。17番長沼久利君。

【17番（長沼久利君）登壇】

17番（長沼久利君） 市民ネットの長沼久利と申します。暦の上では二十四節気の啓蟄も過ぎまして、いよいよ春、そんな気がしております。議長のお許しをいただきましたので質問に入らせていただきたいと思います。私のほうからも四八豪雪以来の今冬の大雪ということで人的被害や物的被害等々に遭われました方に、一刻も早い復旧と復活を願いながらお見舞い申し上げたいと思っております。

さて、厳しい厳しい冬でもありましたが、そんな中でホットな出来事もありました。皆

さんの中にもごらんになった方もおるかと思えますけれども、ことしのプロ野球のオープン戦よりも早く、雪上野球が開催されました。NHKの生放送番組で全国放映された東由利地域の雪上野球であります。地域の皆さんや、そして、今年度閉校する高瀬小学校や八塩小学校最後の児童としての参加もあり、元気で楽しく、感慨深い、記憶に残る時間を過ごすことができました。当日、御苦勞なされました関係者皆様に心より敬意を表するものであります。アナウンサーから雪上野球に対する思いを質問された市民は、「この雪上野球をしなければ待ちに待った春は来ないんだ」と元気に答えていました。とても印象的でありました。改めて、ここでしかできない、ここにしかないふるさとがあるなと感動いたしました。反面、地域経済や政治の行方に閉塞感を覚え、一刻も早い春のぬくもりとともに、暖かい光を望み、現状打破に対する願いにも似た祈りのようにも受け取ることができました。

本市の公債費負担適正化計画の中での行政改革の真ただ中で、市民は何を望み、何を期待しているのでしょうか。そういう思いを代弁しながら、今回の私の質問は、市に対する主体性・企画性・戦略性の3点の、いわゆるアクティブな、能動的な答弁を期待しながら、市井の暮らしに密着する項目を中心に一般質問に入りたいと思います。

1番目の公の施設について伺います。

2004年、政府の地域再生推進プログラムは、地方自治体が国庫補助を受けて建設した学校などの施設を、地域活性化のために当初の目的以外に転用しても補助金の返還を求めないとしています。その後、2007年に改正し、関係省庁に取り扱い通知を行いました。主な改正点は、国庫補助事業完了後、10年を超える期間を経過した廃校等の施設については、要件を満たすものであれば当該の財産処分に係る国庫納付金を不要とし、補助金を返還せず、当初の目的外の転用、または取り壊しができるということであります。大幅に基準が緩和されました。このことにより、長ければ60年の耐用年数が経過しないと施設の転用が難しいとしていた学校などの施設は、福祉施設への改修、さらには民間団体への無償譲渡も可能になったということであると思えます。これは今までの行政の言うところの施設の利活用については、補助金適正化法により目的外使用は無理であるという対応や答弁ができなくなったということでもあります。今後は、少子高齢化が進む地域で、住民の要望に沿った公共施設の効果的な活用が期待できるということになります。そこで、施設の存続の意義や補助目的継続の検討が必要であると考えます。

そこで、(1)現存する補助金施設の目的外使用による存続、または廃止などの現状把握はどのようになっているのか伺います。

(2)学校の統廃合による廃校利用について、昨年6月の定例議会で堀川議員に対する答弁で、「地域づくり、またはまちづくりに密着にかかわる事項なので、教育委員会にとどまらず、関係部局との協議や住民の皆さんに御意見を伺いながら活用策を検討する」としていますが、現状はどうなのでしょうか。これも伺います。

(3)美郷町が昨年立ち上げた学校再編による空き施設等活用住民検討委員会は、学校の統廃合による空き校舎をまち全体に目くばせしながら個別の活用を検討するというものでありますが、本市での活用・検討の必要性を伺います。

(4)平成22年度から26年度までの施設の廃止、譲渡、指定管理者制度の導入などについて、公の施設の見直し計画の市民への合意プロセスについても伺います。

2番目に、保育園の民営化について伺います。

平成20年度において、市の行政改革大綱に沿って民間にできるものは民間への方針のもと、保育園の指定管理者制度への移行を目指しましたが、指定管理によらない方法での結論に達した経緯があります。

当時の一般質問の市長答弁で、「指定管理導入に当たっては、保育環境の急激な変化により児童及び保護者等への動揺を与えることのないよう対応が必要であると考え」云々とありました。そして、正規社員の派遣は、「派遣職員の同意または法人との協定書の取り交わしが必要であり、派遣職員は市職員の身分を持ち、派遣期間中の処遇、市の職務に復帰した場合についての取り扱いについても不利益がないようにとの配慮をしなければならない」と答弁をいたしております。

しかし、このような協定書を交わして、コスト増大に至る経営参画にだれが挙手するのでしょうかと私は思いました。当然、成立には至らなかったと考えるわけであります。

実際、指定管理施設への市職員の身分での派遣は、法律的に無理なのではないでしょうかと私は思っています。一方、民間法人への派遣は、協定書の取り交わし、または条例、規則の制定で可能であると認識していますが、いかがでしょうか。

さらに、当時の担当職員の説明では、市直営または指定管理者制度の運営費の交付税算入は2分の1であると、民間の場合は国・県含めて4分の3の補助があると伺った記憶があります。選択肢は民営化の優位性が明確ではなかったのでしょうか。私はそう思います。

さて、各自治体で保育園の民間移行が進んでいます。秋田市や大仙市も行っています。秋田市では昨年、方針を示し、2017年度まで14施設全部を譲渡または運営を含めて民間に移行すると伺っております。現在、順次年次計画で行われているようではありますが、民間移行は言うまでもなく、サービスの向上が挙げられると思います。さらに、事業者にとって複数の保育所運営が可能になり、人員配置などの面で効率的な運営ができるということではないでしょうか。民間移行に際し、市として利用者の不安解消策については、職員の派遣に関する協定書を交わし、給与の差額補てんや職員処遇等を定め、事前に法人化計画策定を行い、実施すべきものとするものではありますが、いかがでしょうか。

そこで、民間移行に向けての方向性の検討がなされているのか。なされていなければその理由または必要な改善策について伺うものであります。

3番目の地域振興策のB級グルメから伺います。

地域振興・商業振興の両面から、ただいま本市で奮闘中なのがB級グルメのハムフライでおなじみの本荘ハム民の会であります。

御存じのとおり、B級グルメはぜいたくではなく、安価で日常的に食される庶民的な食べ物のものでありまして、目指すところのB-1グランプリは、その日本一を決めるという趣旨の大会であろうかと思えます。現在、富士宮焼きそば、厚木シロコロホルモンともにグランプリとして有名になりました。2009年のB級グルメの祭典、横手市で開催された第4回B-1グランプリ大会では、横手焼きそばが初の日本一に輝いたものでした。私は非常にまぶしさを感じました。

商工会会員として私も出向き、B級グルメを買い求めましたが、1時間から2時間待ちということで、やむにやまれずメジャーでない秋田版B級グルメで空腹をしのいだりさまでした。

予想来場者数の推計は、3日間で22万5,000人でありました。しかし、結果は27万人とのこと。経済効果は約13億円と発表されました。参考までに、昨年開催の神奈川県厚木市では43万5,000人、経済効果が60億円ということを知っております。

さらに、横手焼きそばのグランプリ獲得は相乗効果を生んでいます。焼きそば店や製めん業者への聞き取りでは、来店者増による売り上げが8カ月間で約34億円に上ったとのことでありました。うらやましい限りであります。

さて、地域活性化としてB級グルメに夢を乗せて取り組んでいる本荘ハム民の会の活動は、新聞や広報等で取り上げられ、地域振興への貢献度が増していると思っております。

代表の方に今後の計画を伺いました。まずは、終了した鹿角高校総体イベント、ひな街道イベント、東北北海道B-1グランプリ大会、そして目標は、11月に兵庫県姫路市で開催される全国大会を目指しているとのことでありました。

さらに内実を伺いますと、本市の地域づくり推進事業を活用しながら取り組んでいるという姿に触れ、まさに目からうろこでありました。こういう姿から地域振興の3要素、いい意味でのよそ者・若者・ばか者、この熱い思いが伝わってきました。

一方、課題もあるようであります。最大の課題は、活動資金の確保は論ずるまでもないにしても、行政または市民の応援団を渴望している様子でありました。具体的には、ネットワークの中核である窓口、いわゆる事務局の設置やホームページの立ち上げ等々いろいろありました。

横手市の例のように、庁舎内に担当部署の横手焼きそばプロジェクト推進本部の設置や民間の応援団焼きそば研究会の発足等、いきなりそこまで願うものではありませんが、観光振興にあわせた食・農・観を丸ごと売り込む絶好の機会かと考えております。

そこで、地域に眠る資源と消費者ニーズまたは珍しさをつなぐコーディネーターやプロデューサーの役目として、一時期の行政支援が不可欠と考えるのであります。市としてどんな課題を掌握し、今後どのような対応、またはフォローを検討しているのか、お伺いするものであります。

4番目、県雇用基金事業終了後のソフトランディング対策について伺います。

米国のサブプライムローン問題に端を発した景気の低迷。2008年、3年前のリーマンブラザーズの経営破綻以降から始まる世界同時不況の対策としての緊急雇用対策があります。その実例として、21年度からのふるさと雇用再生臨時対策基金事業と緊急雇用創出臨時対策基金事業の実施があります。

手元の資料では、3年間でふるさと雇用再生が3億5,814万1,000円、緊急雇用創出が4億4,532万7,000円の予定で全体計画が示されています。平成23年度の資料もいただきましたが、予定事業として、ふるさと再生が1億3,174万4,000円で72人の雇用、緊急雇用創出では2億5,225万2,000円で158人の雇用と計画で示されています。

それぞれの事業は、「地域の実情に応じ、地域の創意工夫に基づいて、地域の雇用再生のために継続的な雇用機会の創出を図る。または、非正規労働者、中高年齢者等の失業に対して、次の雇用までの短期の雇用の就労機会を創出・提供する。」とあります。この文章からも緊急的雇用の創出の意味は理解できるものであります。来年度が最終年度で、これで終わりましたというものでは、余りにも機械的で無味乾燥ではなからうかと主張するものであります。

何げなくテレビを見ていましたら、仙台市では緊急雇用対策で、戦国武将に扮し観光PRを務めた伊達武将隊が予想以上の効果が期待されるとして、独自に活動の延期を決めたということでありました。また、男鹿市の鱈祭をメインにした乾物商品の開発や観光ガイド育成等の事業に対して、事業終了後も検討を考えるという新聞記事に出会いました。こういう事例を伺いながら、本市といたしましても、今年度は事業内容の実績を調査し、今後の継続や新たな雇用促進策に何らかの方向性を導き出す必要があるのではないかと考え、提案するものであります。

そこで、(1) 事業内容と雇用実績の検証が必要と思われるが、現時点で行っているのか。次に、(2) 既に雇用が終了した労働者について、追跡調査は行っているかについて伺いたいと思います。

5番目の地域ミニデイサービスについてであります。

秋田県全体で高齢化比率約30%、平成22年7月の調査であります。本市は28.6%、もちろん差異はないわけですが、これから、特に高齢者に対する生活支援として、高齢者が安心して暮らせる環境づくりが最も重要であるということは私が申すまでもありません。昨年のマスコミでいうところの消えた高齢者。流行語の無縁社会と言われる昨今において、高齢者の方々の孤立感の解消やうつ病の予防等については、喫緊の課題であろうと考えております。

そういう状況下、今年度から実施している地域ミニデイサービス事業は、行政改革または定住自立圏構想の重要施策であり、タイムリーな事業であると評価するものでもあります。

前身の岩城地域初め本荘地域、大内地域、東由利地域の計9カ所で開催されています。市長は、平成23年度までに全8地域まで膨らませて事業を行う方針を示しております。平成22年度の252万円から26年度まで継続しての計画で総額1,823万円。地域支援事業交付金の計画で行われているわけでありまして、ぜひ成果の上がる事業であるようにと願っております。

そんな中で、ボランティアの方々から、隔週開催から毎週開催に対する不安、送迎に対する対応等々課題はあるようであります。1年間通しての検証はどうかされるかも含めて、(1) 現状と課題は。また、今年度と来年度の相違点についても伺うものであります。そして、(2) 持続可能な住民の相互支援の形をどのように整えていくのかについても伺います。

6番目、国道107号の改良について伺います。

岩手県大船渡市から秋田県由利本荘市に至る一般国道107号は、通勤・通学、流通、経済ともに多方面に活用され、まさに生活のライフラインであります。加えて、東由利までの大築地域は、石沢大滝を周辺に持ち、四季の景観が美しく、特に秋の紅葉は絶景であります。

こうした国道107号については、平成6年、奥が沢銀河・童画両トンネルの開通を初め、平成14年には絆の茂里・鳥田目両トンネルを含む道路改良等が計画どおりに整備されております。この席からであります。感謝申し上げます。

しかし、御存じのとおり、大築から山内に至る区間が未改良区間となっております。横手方面に向かって、新諏訪トンネルから大築橋を過ぎて約200メートル、300メートル付近

の大カーブは、通年通して事故のきばをむく危険地域でもあります。狭隘で大きなカーブ、特に冬の期間は危険度が増しております。500メートルの区間に警戒・案内標識が片側だけで10カ所以上設置され、注意を喚起しています。この数字を見ても、事故多発地点の現状が推察できると思います。

近年は側溝のふたの設置や、昨年末には安全対策としてグルーピングという工法でアスファルトに横のラインを刻み、スリップ回避の工事を行っていただいたわけであります。しかし、根本的な解決には遠いと思っています。そこで大きく湾曲した見通しの悪い道路を改良し、走行性のいい線形にすること、または冬季期間の安全な走行を確保するという観点からも、市として管理者の県に対してどのような要望をしているのか。さらに、今後の見通しを伺います。

7番目、秋田県食品関連地域産業活性化協議会の設立から伺います。

2月10日の魁新聞に、県内の食品関連産業の集積を目指す地域産業活性化協議会の設立総会が開催され、25市町村が北部16市町村と南部9市町村に分かれて協議会をつくり、国の優遇制度を活用しながら、新規事業の創出や企業誘致を進めるというような記事がありました。

設立総会では、市町村、金融機関、大学、商工団体、県総合食品研究センターなどにより協議会が構成され、数値目標を盛り込んだ基本計画、今後6年間の計画が策定されました。

基本計画は、新事業の立ち上げや企業立地で関連業種の製造出荷、食料品製造出荷額の93億円の増額を目指し、本県の底上げを図るというものでありました。出荷額は、09年度で約984億円ということであります。

本市では、2007年に電子・輸送機関連の協議会に参加しています。そして、電子部品・デバイスと自動車や航空機等の輸送機関連の立地や集積を目指す目標が明確にされております。

今回の農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開する経営形態、いわゆる6次産業化の具現化に対して、私は大きな期待をしているところでありますが、電子や輸送関連と違い、明確な、具体的な製品ジャンルが示されず、全くイメージがわからないのも事実であります。

そこで、(1)基本計画である企業立地のマニフェストの目玉について、さらに、(2)基本計画後の企業立地計画、事業高度化計画の新商品開発の計画内容はどのようなイメージになるかについて伺いたいと思います。

以上、大項目7点について、市長答弁よろしくお願いを申し上げ、壇上からの質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 長沼議員の御質問にお答えいたします。

最初に、1、公の施設についての(1)現存する補助金施設の目的外使用としての存続、または廃止などの現状把握はについてお答えいたします。

昨年度に策定した公の施設の見直し計画は、施設の適正管理の観点から利用実態を検証し、107の施設について、施設のあり方と管理運営の見直しをしたものであります。

この計画の策定時において、農林水産省の補助事業を活用した施設については、目的外使用の基準要綱が確定していなかったことや、学校関係の施設については、統廃合計画が確定していなかったことから、見直しの対象から除外した経緯があります。

今後は、見直し計画において除外した施設も含め、目的外使用への転用や譲渡など改正された国庫補助事業等により、取得した財産の処分に関する基準内容と照らし合わせ、施設の安全性にも留意しつつ、休止状態にある施設等の有効利用を進めてまいります。

次に、(2)学校の統廃合による廃校利用は、住民意見を参考に活用策を検討しているが現状はどうかと(3)美郷町の学校再編による空き施設等活用住民検討委員会などの活用・検討の必要性については、関連がありますので一括してお答えいたします。

学校の統廃合後の廃校舎については、耐震性に問題があるため活用できないものもございいますが、地域づくりのための貴重な財産の一つであると認識しております。

他の市町村では、社会教育施設として活用している事例が最も多いのが事実ですが、教育施設にとどまらず、福祉施設や観光施設としての活用例や、民間企業への譲渡や貸し付けを行っている例も見られます。

この春、統合となる八塩小学校校舎の活用については、大琴生涯学習センターの老朽化が著しいこともあり、市政座談会や地域協議会での御意見を参考として検討し、今回条例改正を提案させていただきましたように、生涯学習センターとしての活用を決定したところであります。

美郷町では、地域の声を広く取り入れるため住民検討委員会を立ち上げ、協議を重ねており、昨年、宿泊交流施設、企業用施設としての活用も含む基本方針が答申され、この後、具体的な活用策についての答申が行われる予定と伺っております。

本市においても、廃校舎の活用は地域の重要な課題でもありますので、それぞれの地域の特色を生かした活用を図るため、既存の地域協議会などで御意見をちょうだいするとともに、住民の皆様御意見を反映しながら、具体策を検討する委員会などの設置も視野に入れ、その活用策について庁内横断的に検討してまいりたいと存じます。

次に、(4)本市の公の施設の見直し計画の市民合意へのプロセスはについてお答えいたします。

公の施設の見直し計画は、平成21年7月にまとめた由利本荘市公の施設の見直しに関する基本方針に基づき見直し作業を進め、10月の行政改革推進検討委員会で計画内容を検討協議したものであります。

この計画内容について、11月の行政改革推進委員会及び市議会全員協議会で趣旨や方法を説明するとともに、御意見をいただき、これを反映すべく対応したところであります。

また、各地域協議会に対しても、12月から翌年2月にかけて説明をし、御理解をお願いするとともに、地域住民からの意見反映にも努めたところであります。

進捗状況については、施設を所管する部局や総合支所で22年度の目標である26の施設について、民間や町内会への施設の譲渡のための協議や指定管理者制度の導入などに取り組んでおり、行政改革推進検討委員会で計画の進捗状況を確認し、計画の達成に向けて必要な調整作業を鋭意推進しているところであります。

次に、2、保育園の民営化について、民間移行に向けての方向性の検討がなされているのか。なされていないければその理由または必要な改善策はにお答えいたします。

昨年の3月に策定された第2次由利本荘市行政改革大綱実施計画において、公立保育園10カ所を含む公の施設については、利用実態の検証を行い、施設の統廃合や管理運営体制を見直すなど適正な管理に努めるとされております。

それに基づき、公立保育園の望ましい管理運営のあり方の調査・検討のため、行政改革推進委員会に専門部会や作業部会を設置し、現在、所管課を中心に関係部署による検討を重ねているところであります。

今年度は、作業部会において保育園の現状把握や課題などの洗い出しを行い、問題点の整理をしているところであります。

これを踏まえ、23年度は専門部会において、今後の方向性について検討してまいります。

今後は、少子化傾向が予想される現状から保育園のあり方を検討するとともに、施設の老朽化を含め、設置の立地特性や地域の実情も考慮しながら、慎重に進める必要があると考えております。

しかしながら、行政改革大綱にうたっているとおり、民間活力の活用の観点から民営化移行への視点は大変重要なことと認識しておりますので、次世代を担う児童の健全な育成とあわせ、保護者の多様な就労形態にも対応できる保育環境づくりのため、よりよい方策を探り、方向性を見定めができるよう努力してまいりたいと思っております。

次に、3、地域振興策のB級グルメから、市としてどんな課題を掌握し今後どのような対応、またはフォローを検討しているのかについてお答えいたします。

昭和30年から40年代によく食べられていた懐かしの味、本荘ハムフライを復活させ、地域の活性化を目的に設立された本荘ハム民の会の活動は、近年のB級グルメブームにも乗って、県内はもちろん県外のイベントの出店の機会が多くなり、本荘ハムフライの認知とともに、活動範囲が確実に広がってきております。

一方、会の今後の運営方法などの課題も見えてきており、御質問にあったように活動資金の確保や事務局の設置、市民応援団の存在など大きな課題であると、会より相談を受けております。

市といたしましては、人的支援を含め補助事業による活動資金の支援をしておりますが、今後とも地域づくり推進事業や市民活動団体を支援するファンドなどの活用を提言してまいります。

また、事務局の設置や市民応援団、ホームページの開設については、市や商工会、観光協会、企業などが連携し、会の皆さんと相談しながら体制づくりに向けた取り組みをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、4、県雇用基金事業終了後のソフトランディング対策についての(1)事業内容と雇用実績の検証が必要と思われるが、現時点で行っているのか、及び(2)既に雇用が終了した労働者について、追跡調査は行っているのかにつきまして、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、県雇用基金事業で本市が実施している内容であります。ふるさと雇用再生事業では、各地域の農産物直売所で商品の管理及び販売、新商品の開発や観光イベントの企画などで、72名の方々が雇用期間を更新しながら平成24年3月末まで雇用される予定であります。

また、緊急雇用創出事業では、各地域の市道の環境美化、桜などの樹木管理を中心とし

た公園の管理、介護労働力の確保などで、3カ年で延べ406名の方々が雇用される計画となっております。

これらの事業の実施効果であります。サービスの向上や隅々にまで管理が行き届くなどの効果が現れておりますが、新商品の開発や観光商品の企画など長期間の取り組みが必要な事業につきましては、効果の検証にいましばらくの時間が必要なものと考えております。

次に、この基金事業で実施している事業の継続についてであります。ふるさと雇用再生事業は、継続的な雇用機会の創出を目的としており、被雇用者が雇用期間の更新により、長期間のこの事業に携わることで実施効果が上がることなどから、事業の継続はぜひ必要なものと考えております。

しかしながら、昨年10月に県が実施しました受託事業者アンケート調査では、基金事業終了後について、「事業実施の効果は高いものの、継続するための資金的余裕がない。」との理由から、「自己財源のみで事業を継続することが難しい。」との回答が大半を占めております。

これらのことから、ふるさと雇用再生事業につきましては、国や県に対して被雇用者の継続雇用を含め、事業の継続やソフトランディングをお願いしているところであります。

一方、緊急雇用創出事業は、次の雇用までの短期間の雇用・就業機会の提供やスキルアップを目的としており、事業の継続は困難なものと考えております。

次に、既に雇用が終了した労働者のその後の就労状況等の調査につきましては、就業先に対し、昨年度末に行っております。

この聞き取り調査では、他の就労先への決定や事業委託先での再雇用といった場合を除き、その後の就労状況は不明との回答が大半でありました。

また、昨年8月に、国が雇用終了者に行った就労状況調査への協力依頼につきましても、回答への同意は半数も得られず、就労状況の把握は困難なものと考えております。

追跡調査は、個人の情報に深くかかわる調査であり、その実施については慎重に行わなければならないものと認識しておりますが、雇用対策事業の効果を図るため、可能な範囲で情報の収集に努めてまいります。

次に、5、地域ミニデイサービスについて、(1)現状と課題は。また、今年度と来年度との相違点は、(2)持続可能な住民の相互支援の形をどのように整えていくのかについては、一括してお答えいたします。

地域ミニデイサービスは、自治会の運営ボランティアの方が中心となり、高齢者の孤立感の解消やうつ病防止などを図るため、定期的に高齢者が集える場所を創出していただく事業であります。

本荘地域で1自治会、岩城地域で3自治会の実施に加え、今年度はさらに東由利地域で3自治会、大内地域で1自治会において実施となり、事業の拡大がなされております。

各自治会では、市の出前講座や健康相談のほか軽運動を取り入れるなど独自性を生かし、事業を実施していただいております。

定住自立圏構想の事業期間であります平成26年度までの間に、全地域に事業を拡大することを目標としておりますが、さらに多くの皆様がこの事業へ参加していただきますよう、通年開催以外にも冬期間のみの開催も視野に入れるなど工夫を重ねてまいります。

事業を推進する上の課題としましては、運営ボランティアの方に係る負担や参加者の交通手段の問題があります。

運営ボランティアの方が事業内容や回数増加の要望に苦慮されていることもお聞きしておりますが、持続可能な住民の相互支援として高齢者が気兼ねなく集える場を提供することを最重点に、開催回数や事業メニューにこだわらず、無理なくかかわっていただくことが大事であると考えております。

今後も現場の御意見や各地域の実態調査の結果も参考にし、高齢者が徒歩で参加できる範囲での会場選定、事業を支えるボランティアの人員確保などに対する助言を行い、地域の皆様が協働して事業に取り組んでいただけるよう、よりよい環境づくりに努めてまいります。

次に、6、国道107号の改良について、市として管理者の県に対してどのような要望をしているのか。さらに今後の見通しはについてお答えいたします。

国道107号にかかわる県への要望については、107号整備促進期成同盟会より、本荘道路の早期完成、雪車町 万願寺間の自歩道の早期設置、大築 山内間の早期改良着手など、毎年要望をしております。

特に、御質問の大築 山内間については、地元住民で組織された石沢地区国道整備促進協議会からも要望されているところであります。

所管する由利地域振興局では、今年度、短期的な対応として降雪前に、特にカーブの急な区間について、グルーピング舗装という道路面に溝を切り込み横滑りを抑える工事を実施し、地元からも効果があったと大変喜ばれているとのことでした。

また、当該区間については、改良の必要性が認められているので、今後はその整備手法も含めて調査・検討を進めていく予定であると伺っております。

次に、7、秋田県食品関連地域産業活性化協議会の設立からの(1)基本計画である企業立地のマニフェストの目玉は、及び(2)基本計画後の企業立地計画、事業高度化計画の新商品開発の計画内容はどのようなイメージになるかにつきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

去る2月9日、県及び市町村並びに大学や商工団体などが連携し、食品関連企業の立地や事業の高度化を図るため、企業立地促進法に基づく協議会としては4つ目となる食品関連地域産業活性化協議会を設立いたしました。

具体的には、食品関連企業の立地に関し、税や補助金などの優遇措置を講じることによって新事業の立ち上げや企業立地を支援し、秋田県の食料品製造出荷額の底上げや雇用の拡大を図ろうとするものであります。

本市においても、設立趣旨に賛同し加入したものであり、平成19年設立の電子・輸送機関連地域産業活性化協議会に次いで、2つ目の協議会加入であります。

本市が含まれる南部地域の基本計画、いわゆる企業立地マニフェストの目玉となるものは、平成27年度まで企業立地及び事業高度化の目標として、食品関連業種の立地件数を12件、製品出荷額等を17億円増額、新規雇用人数を200人としていることでもあります。

基本計画後であります。首都圏などの消費者ニーズを踏まえ、地域ならではの農林水産物や食資源を生かした商品開発と県外への販路拡大を図り、将来的には地域の観光事業者とも連携し、誘客と観光での消費額増加につなげていくイメージであります。

食の安全性に対する意識の高まりなどから、国産食品回帰への動きが広まっている中、豊かな自然環境を背景とした強みを生かし、農・商・工の連携のもと、この協議会参加のメリットを最大限活用できるように努めてまいります。

以上であります。

議長（渡部功君） 17番長沼久利君、再質問ありませんか。

17番（長沼久利君） 1番の公の施設についての質問に対してちょっと物足りなかったなと自分で思っています。というのも、目的外使用の基準要綱のしっかりしたものがまだ出なくて、公の施設の計画には載せられなかったということのようでありました。これは農水省のほうから意外に出てきた一つのことでありまして、こういうことが想定されなくて国からのそういう情報がとれなかったということのようでもありますけれども、何かもう少し、何と言いますか、先を見越した、そういうものも欲しかったのかなというような感じもします。

また、学校につきましては、再編または統廃合ということの観点から、これも盛れなかったというようなニュアンスであったかと思えますけれども、行政改革とかこういうものは、やはり一つ先を見越した物の考え方が必要なのではないのかなと私はかねがね思っております。というのも、この施設を生かしていくか、殺してしまうか、これが大きな分岐点なわけでありまして。いろいろ人件費を減らしていく、いろいろなコストを削減していくということ以上に、こういうものを生かしていくというのが行政改革の本来の姿ではないのかなと私は思います。職員を減らした、3分の1の補充。そういうことではなくて、やはり遊休化している部分のものをしっかりと調査して、事前に計画に盛り込むくらいの、そういう気概が欲しいなというようなことを感じております。21年度からということで、微妙に、何と言いますか、時間がずれているわけでありましてけれども、私はそういう姿勢が必要なのかなと思えます。

また、例えば学校の生涯学習センターへの移行がありました。地域協議会や座談会に対して説明をして、理解をいただいたと。これは、私から言わせれば、堀川議員に答弁した内容、やはりいろいろな住民の意向を聞くというスタイルとは全く違うものなのかなと思います。提示したのに対していかがですかと、トップダウン、ボトムアップ、この違いだと思いますけれども、やはりそういう姿勢が市民の安心につながっていくのかなというような感じがします。この後、そういう形で、もし再利用等あるとすれば、どのような形で行っていくのか、その辺のところ、もうちょっと伺いたいと思います。

それとあと、地域ミニデイサービスでありますけれども、いろいろ視点を変えながら行っていくということでもありますけれども、1年行ってみて、今年度と来年度で大きく違う点がありましたらひとつ伺いをしたいと思っております。

以上、再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） ただいまの再質問であります。先ほど私が答弁したとおりであります。詳細について部長のほうから答弁させますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（渡部功君） 土田総務部長。

総務部長（土田隆男君） それでは、市長の補足をさせていただきたいと思ひます。

先ほど長沼議員から御質問がありましたとおり、制度の決まってないもの、あるいは学

校関係が対象から除外されていたのも事実でございます。

なお、107の施設がございまして、なぜ外れるかと申しますと、その時点で廃止すべきか、それとも譲渡すべきかという運用、あるいは転用などいろいろな方法がございましたが、それにまず入れられなかったという経緯がございました。市長が答弁で申しましたが、今後見直しもしまして、改めていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

議長（渡部功君） 荘司市民福祉部長。

市民福祉部長（荘司和夫君） 先ほど市長も答弁しましたけれども、今年度と来年度のミニデイサービス事業の大きな相違点という御質問でございますが、これまではかなりボランティアの方々が一生懸命、1年間を通じてミニデイサービス事業をやろうという、そういうふうな大きな意気込みでやっていただいておりますが、これがなかなか負担になってきているというふうな声が聞こえておりますので、23年度につきましては、冬期間だけの開設とかそういったことも考えながら、もっと弾力的にボランティアの方々の負担を軽減する方法も考えながら実施していきたいものだなというふうなことで関係部署では検討しております。

以上でございます。

議長（渡部功君） 17番長沼久利君、再々質問ありませんか。

17番（長沼久利君） 先ほど申し上げましたが、公の施設ということであります。いかに生かすか殺すか、これは大きな行政改革の一つの目玉といっても過言ではないと思っておりますので、その辺については、この後、決まり次第、こういう計画がまた改めて作り直されるという判断でよろしいのでしょうか。その一点、再々質問させていただきます。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 先ほども申し上げましたとおり、公の施設の有効利用も十分考えておりますので、新たにいろんなことが出てまいりました場合に、その都度議会にも報告を申し上げたいと思っております。いずれにしろ、有効活用というのは非常に重要な問題だととらえておりますので、積極的に取り入れてやっていきたいと、このように思います。

議長（渡部功君） 以上で、17番長沼久利君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 1時57分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。14番今野英元君の発言を許します。14番今野英元君。

【14番（今野英元君）登壇】

14番（今野英元君） 現在の日本には、一応セーフティーネットが存在していると、こう言われております。セーフティーネットというのは、サーカスの空中ブランコなどで転落したときに、下に安全ネットを置いてけがを防ぐというものでありますけれども、今、セーフティーネットがだんだんほころんできている、網の目が粗くなってきて細かくなってきていると指摘されています。

セーフティーネットは、雇用・労働のネット、社会保険のネット、公的扶助のネットと

いう3つの構成要素を持っていると言われていています。しかし、雇用の崩壊や非正規雇用の増加、それに伴う社会保険の喪失や、特に雇用保険の未加入、国保税の滞納による資格喪失、無年金などの問題、そして生活保護制度の利用のあり方などについて、多くの問題があるとされています。

生活が保障されて、社会参加の機会が確保され、だれもがその人らしく生きられる社会、そのような社会では性別や年齢や自分の出身や障害などの有無にかかわらず、各自の個性に応じた出番や社会参加があるはずであります。だれもがその人らしく生きられる、そのような地域社会、由利本荘市であることを願って質問するものであります。

私の大項目1、2、3に関する質問、非正規職員と生活保護、それから国保の問題、これらの問題はセーフティーネットに関する質問であります。

3月4日に正庁で、由利本荘市の臨時嘱託職員の面接が行われておりましたけれども、官製ワーキングプアという言葉が最近数多く聞かれるようになりました。国や自治体で直接雇用している非正規職員は現在、国で15万人、自治体では60万人を超えていると言われております。1980年代、昭和55年ころの自治体では8万人と言われておりましたので、いかに多くの非正規職員が働いているのかがわかります。

国よりも自治体のほうが非正規化が進行している背景には、一つとして、指定管理者制度などがあります。結果として安上がりの行政をつくってきたということが挙げられると思います。いま一度、この指定管理者制度の制度設計、運用のあり方などを検証してみる必要があると思います。

もう一つが、国が指導してきました集中改革プラン、この集中改革プランで自治体の人減らし、定数削減を行ってきたことが挙げられます。

国会において注目すべきは、平成22年11月の予算委員会や総務委員会において、片山総務大臣と細川厚生労働大臣が指定管理者制度や、集中改革プランによる委託業務や厳しい財政状況の中で、最低賃金ぎりぎりの単位で働かされている非正規職員がいることを認めております。「公契約法という形で労働条件を下げない方法をとっている自治体もあり、官製ワーキングプアという名称がなくなるように調査・研究していきたい」と答弁をしているんです。

ことし2月20日付の読売新聞秋田県内版においても、平成22年の秋田県内の労働者全体に占める非正規労働者の割合が37.3%であったとしています。前年に比べて9.1%増としています。

県の労政課でも、企業の経営環境の厳しい状況や自治体の財政難、定数管理などで人件費の削減傾向が強まったことを認めています。

質問ですが、(1)から(4)まで、(1)由利本荘市における非正規職員数と雇用率について、(2)男性と女性の比率について、(3)の労働時間について、常勤と同じフルタイムで働いている職員は何%いるのか、フルタイムの4分の3以上の職員は何%いるのか、(4)の雇用期間について、1年以内の有期契約者は何%か、1年を超えている職員は何%かをお聞きします。

さきに、片山総務大臣の総務委員会での発言・答弁を引き合いに出しましたけれども、片山大臣はこのようにも言っています。質問は、「片山大臣は臨時、非常勤職員など自治体の中で非正規の職員がふえているという現状をどう思うか」という、こういう質問であ

ります。これに対して片山総務大臣は、「私は、公務の継続性・安定性・公平性ということからいっても、本来、公務というのは任期のない常勤職員で運営するのが基本である。臨時や非正規職員の場合は、臨時で期間が限定となるが、それが恒常化して何年も続くというのは、つまり正規職員のかわりとして職務に当たるといっては本来の姿ではない。これは見直す必要がある。非常勤とか任期つきというものを単に賃金の単位を削るための便法として使うというのは、本来のあり方ではない」と明快な答弁をしています。

地方公務員法第22条第2項では、「6カ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。」としていますけれども、現状では恒常的な業務と正職員と変わらない労働実態となっております。これから見ると、地方公務員法は制定時に現在のような非正規職員の状況を予想・想定していなかったと言わざるを得ません。

(5)の国の非常勤職員の給与に関するガイドラインについて質問いたします。

これは平成20年8月26日、総選挙1年前の自民党と公明党の政権のときの人事院事務総長の通知であります。こういう通知を行っているんです。「相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対しては」、ここが重要なところですよ。「期末手当に相当する給与を、勤務期間等を考慮の上、支給するように努めること。」これを各自治体に通知しております。

この指針の中で、このガイドラインの中で本市がこのような施策、方針、政策が可能であるのかどうか、お聞きします。また、この指針の実行と徹底をどのように行うつもりなのか、お聞きしたいと思います。

2番目、生活保護についてであります。

厚生労働省は、平成22年9月に、平成22年6月末の生活保護を受けた人数が全国で190万7,176人だったことを発表いたしました。190万人を超えるというのは、1955年、昭和30年以来初めてでありまして、生活保護を受けた世帯が137万7,930世帯で、過去最高となっております。「もはや戦後ではない。」と経済白書が宣言したのが1956年であります。1955年の受給者が192万8,410人であったことを見ると、今の日本の社会状況は、1955年から1956年当時と同じ状況にあるということが言えると思います。この190万7,176人という数字は、全国で約65人から70人に1人が生活保護受給者という数字になります。

また、北海道釧路市では、平成21年12月末に生活保護を受けた保護率が過去最高の50.2パーミル　パーミルというのは、1,000人に対しての保護人員を示す単位であります。50.2パーミルに達しました。この50.2パーミルという数字は、受給者が釧路市民の20人に1人はいるという驚くべき数字であります。

本市での受給者は、平成18年、427世帯566人で6.3パーミル。平成21年、488世帯650人で7.5パーミルとなっております。この2月の予算勉強会の説明では、543世帯で760人という数字になっております。本市でも、平成18年から5年間で約120世帯200人増という数字になっております。

地域別に見てみますと、本荘地域が299世帯391人で保護率12.8パーミル。このほか保護率が10パーミルを超えるのは、矢島地区であります。矢島地区の34世帯57人で10.1パーミルという数字であります。ここで、(1)矢島地区がほかの地域と比べて保護率が高い理由は何なのか、この点についてお聞きします。

次に、(2)受給者の増加に伴って生活保護の申請書類を渡す際に、厚生労働省の通達に反する事前審査を行っていた自治体がありまして、是正を指導された例があります。こ

の事前審査は、預金通帳などの資料提出やケースワーカー、指導員の相談検討会を開催して申請の可否を検討するものですが、本市においてそのような事前審査はあるのかどうか質問いたします。

(3)の平成21年度、22年度の申請率 生活保護の窓口で相談したうち、実際申請した割合、これが申請率で、開始率 実際に生活保護を受けた人の割合を聞きたいと思えます。

この申請率、全国の県庁所在地の市で、平成20年の統計ですが、全国最大は、何と秋田市であります。秋田市で75.2%の申請率で、開始率、実際に生活保護を受けた人は48.6%という数字になっております。ちなみに全国最小は、お隣の山形県山形市の24.3%の申請率、開始率が21.9%となっております。

このように、この申請率と開始率のばらつきは、生活保護に対する地域や住民の感情の違い、それから経済や雇用状況、各自治体の窓口対応の違いなど、さまざまな原因があると言われております。

本市の平成21年度、22年度の申請率と開始率をお聞きします。

次に、(4)貧困の連鎖、再生産を防止する上で、以前から重視されてきたのが教育であります。

文部科学省の2009年度子どもの学習費調査を見てみると、幼稚園から高校卒業まですべて公立で進んだ場合に、小学校、中学校に納める教材費、給食費、遠足や修学旅行などの校外活動費。それから、高校授業料などを含めると総額で550万5,000円になるとしてあります。これには学習塾や参考書などの家庭内学習費は含んでおりません。つまり、今の日本の家庭には教育費の負担が重くのしかかっていると、こういうことであります。

生活保護家庭の進学支援、進学アドバイスなど、各自治体で無償での勉強会を開くなどの試みが始まっております。貧困の連鎖、再生産を教育の力で断ち切ろうという試みであります。この試みについて、本市の取り組みについてお聞きしたいと思います。

(5)また、生活保護受給者は、一般の失業者とは異なる壁があると言われております。心身に病気を抱えていたり、家族や地域とのつながりが薄く、自立に向けて寄り添ってくれる人がいないなどのことであります。

受給者の自立支援、就労支援の効果と実績について質問するとともに、平成21年度、22年度で受給を必要としなくなった人、生活保護を受けなくてもよくなった人は何人いるのかお聞きしたいと思います。

3番目の平成22年度の由利本荘市国民健康保険税についてお聞きします。

日本の医療保険は、1958年、昭和33年に現在行われている国民健康保険法が制定されて、1961年に施行されたことで国民皆保険と言われております。この時点で国民は、いずれかの医療保険に加入していることが原則となりました。そして、1959年の国民年金法制定とあわせて、今から50年前に国民皆年金、皆保険というヨーロッパ型の社会民主主義の社会保障システムをつくったということは、当時60年安保で日本が政治的にも経済的にも大変混乱していたときに、時の岸信介内閣でありますけれども、一定程度の評価ができる政策だったと思えます。しかし、今50年たって、国保や年金の将来はどうなっていくのか、大変不安視されております。

質問の(1)収納率についてであります。国保収納率が低下していく原因として、経済

や雇用状況などが挙げられております。本市でも、平成20年度88.7%、21年度87.55%という収納率になっております。収納率が85%を切ると、その自治体には赤信号がともったと言われます。この例でいきますと、由利本荘市は昨年度までは黄色の信号がともっていたということになります。

ちなみに、収納率の全国ワーストワンは、千葉県の八街市であります。76.61%という数字。生活保護率は、6.5パーミルという数字であります。これを国保中央会が報告しております。しかも85%という収納率を切ると一気に数字が低下して、回復するのが大変難しいと言われる数字であります。

平成22年度の収納率が由利本荘市ではどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

次に、質問の(2)、(3)の国保加入世帯数と平均年間所得について。そして夫婦が30歳代、子供2人の世帯で、年間給与収入が240万円と360万円の場合の国保の税額についてお知らせください。

次に、質問の(4)であります。

例規集の国保税条例を見てみますと、第29条「税の納付期限の延長」、第30条「税の減免」の条項がありますがけれども、減免の理由の中に病気や負傷を明記すべきではないか。この点についてお聞きいたします。

質問の第5、資格証明書の交付についてであります。私は、この資格証明書の質問事項を書いている、だんだんだんだん怒りが増してまいりました。保険税を1年以上、特別の事情がなくて滞納したとして交付される資格証明書は、交付されている間は医療機関にかかったときにまず全額10割を支払わなければなりません。資格証明書を交付された世帯では、当然医療機関にかかるのを控えるようになります。病気になると市販薬を飲み、保険適用の専門薬や治療薬は服用できないことから、慢性病、重症・重篤な病気、例えば心臓病、糖尿病、がんや急病の場合は、まさに生死にかかわることになります。

資格証明書の交付が生存権を侵害しているという現実があり、患者の受診を抑制させ、死に追いやるシステムでもあります。このように資格証明書は、恐怖の証明書、悪魔の証明書、死への証明書であります。

質問の、ですけれども、平成22年9月の報告では、交付世帯が155世帯266名となっていますけれども、現在の交付世帯と人数、そして交付の際に面談を行っているのかをお聞きします。

次に、質問の 交付を受けた方の受診状況について質問いたします。

交付を受けた者が医療機関を受診することの困難さは先ほど申し述べましたけれども、2007年、衝撃的なニュースがありました。北九州市の小倉北区、当時52歳の男性が日記に 日記と言っても紙切れですけれども、「おにぎりが食べたい。」と書き残して、死後1カ月後に発見された例がありました。この男性は、タクシーの運転手として働いておりましたけれども、肝障害、糖尿病、高血圧の持病から仕事ができなくなって資格証明書の交付となりました。慢性病の患者が証明書を交付された悲惨な、そして特徴的な例であります。

平成21年度の全国保険医団体連合会の発表では、一般の被保険者は、1年間に医療機関を一人8回受診すると発表しています。そして、資格証明書を交付された方は、年に0.14回しか医療機関に行っていない、ほとんど行っていないという数字を発表しています。

質問の 本市の交付者の受診状況と、 交付を必要としなくなった人、つまり資格証明書から脱出した人は、過去3年間で何人いるのか質問いたします。

最後に、 の質問であります。資格証明書について、2009年1月に厚生労働省は、市町村の窓口で、医療を受ける必要が生じたが医療費の支払いが困難と申し出た場合には、市町村は、緊急な対応として短期保険証を交付することができるという内容で、これを全国の自治体に通知したとされています。

この通知を受けた横浜市では、「緊急に医療を受ける必要があるが、医療費の全額支払いが困難だと申し出た場合には、緊急性を優先して、短期保険証を交付して」、ここが問題ですね。「納付相談は後回しにして、柔軟に対応する」としております。横浜市の対応であります。

本市の場合、このような対応が可能かどうか質問いたします。

最後の質問、4番の消防の広域化と消防庁舎建てかえについてであります。

さきの1月25日、市議会の全員協議会において、消防長より老朽化が激しい消防庁舎を美倉町の文化会館跡地に建設することが報告されました。

2011年に基本設計、そして2014年に完成というスケジュールになっています。しかし、「にかほ市との消防広域化の計画があり、協議会を設立していることから、にかほ市と協議会に報告を行い、理解を求めることが必要ではないか」という意見が出されました。この意見に対して、「庁舎の建設は、由利本荘市にとって協議会が始まる以前からの緊急の課題なので、にかほ市との協議に含める必要はない」という考え方が示されました。

質問の(1)にかほ市との協議に含める必要はないという発言の真意について質問いたします。

にかほ市との協議の中で、本市の消防庁舎建てかえが広域化に及ぼす影響を考えたとき、「協議に含める必要はない」という発言・考え方は、どのような発想で政策的事項のもとから生まれたものなのか。そして、この姿勢を今後とも堅持しながら、にかほ市との協議を行っていくつもりなのか質問いたします。

質問の(2)消防広域化は防災上必須事業なのかという点であります。

消防組織法は、平成18年6月の改正によって、平成19年度からの施行で、現在、第4章に「市町村の消防の広域化」が盛り込まれています。これは平成18年までの「第4章雑則」の各条項を改正して「各機関相互間の関係等」と詳しくしたものであります。この中で広域化に関しては、消防庁長官、都道府県知事の広域化に対する基本指針と推進計画を第32条、33条、38条でできるとしています。つまり、県知事の関与や勧告、指導、助言ができるとしています。広域化について、県知事からどのような関与等があったのか。また、この広域化という事業は、必ず行わなければならない防災上の必須事業なのかについて質問いたします。

(3)の質問、最後であります。にかほ市との第1回の協議会の確認事項についてであります。

第1回の協議会が昨年、平成22年7月26日に開催されております。この設立総会、協議会において、両市とも広域化は避けて通れない事業としております。しかし、広域化の事務的作業として消防組織法、先ほど言いました第32条、33条、34条に関する基本指針の策定、推進計画、そして、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、消防本

部の位置と名称、関係機関相互間の連携の確保などなど、策定しなければいけない計画が数多くあります。

国の財政支援が受けられる2012年までの統合を目指していますが、第1回の協議会ではどのような協議内容と確認事項がなされたのか。また、平成24年末で統合というスケジュールからすれば、協議会がまだ1回しか開かれていない。今後のスケジュールは、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 今野議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、1、由利本荘市の非正規職員（臨時・嘱託・パート）についての（1）非正規職員数と雇用率について、（2）男性・女性の比率は、（3）労働時間についての、（4）雇用期間についての、につきまして、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、本市において雇用しております臨時職員等の、いわゆる非正規職員数についてありますが、市の臨時的雇用職員及び嘱託職員の雇用管理規程に基づく職員のほか、短時間勤務の雇用や季節的雇用など、すべての職員を含めた数値は、本年2月1日時点の集計では1,053人となっております。

一方、1,145人の正規職員と非正規職員の合計職員数は2,198名となり、この全職員数に占める非正規職員数の割合は47.9%となっております。

また、非正規職員の男女比についてですが、1,053人のうち男性職員が470人で44.6%、女性職員が583人で55.4%となっております。

次に、これら職員の勤務時間についてであります。正規職員と同じ勤務時間、すなわち1日7時間45分、週に換算して38時間45分である常勤の非正規職員数は463人で、非正規職員全体の44%を占めております。

また、正規職員の勤務時間未満で4分の3以上、すなわち週の勤務時間数がおおむね38時間45分未満、29時間以上の非正規職員は97人おりますので、非正規職員全体の53.2%となります。

次に、雇用期間についてであります。

本市におきましては、臨時職員並びに嘱託職員の雇用に関する規程を、いずれも平成20年4月に整備し改正いたしておりますが、地方公務員法及び市が定めております雇用管理規程に基づく本市の臨時職員の雇用契約上の期間はすべて6カ月以内で、週の勤務時間数がおおむね29時間である嘱託職員の雇用期間につきましても1年以内となっており、したがって、有期契約期間が1年以内の職員は100%、1年を超えている職員はゼロ%となります。

次に、（5）国の非常勤職員の給与に関するガイドラインについての と つきまして一括してお答えいたします。

御質問にあります国の非常勤職員の給与に関するガイドラインにつきましては、国における非常勤職員に対する給与の支給に係る詳細な規程が定められておらず、各省庁等の長に任せていたため、非常勤職員の処遇について統一と均衡を失っていたことにかんがみ、

平成20年8月、人事院が一定の統一指針を示したものと伺っております。

これは、あくまでも国のガイドラインでありますので、地方自治法や地方公務員法等により規定される臨時的任用職員の処遇に適用されるものではないと認識しております。

また、本市の場合、由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例第29条により、「臨時に雇用される職員に支給する給与の種類は、給料及び通勤手当とする。」と規定されており、その支給方法については、臨時職員と嘱託職員の雇用管理規程、並びに、その取扱要綱において定めておりますが、期末手当に関しましては、支給規定がないため、現行の規定では勤務実績にかかわらず支給できないものであります。

次に、2、生活保護についてであります、(1)から(5)までは関連がありますので一括してお答えいたします。

平成21年度矢島地区の状況は、年度平均で生活保護受給世帯数34世帯、生活保護受給人数57人、1,000人当たりの受給者をあらかず保護率は10.1パーミルでありました。

平成17年3月の市町村合併時では、生活保護受給世帯数30世帯、生活保護受給人数46人、保護率は7.7パーミルでしたので、受給世帯数で4世帯、受給人数で11人、保護率で2.4パーミル増加しております。

保護率の増加については、他地区と同様に厳しい経済情勢の中で、失業者の増加、雇用保険の喪失、失業期間の長期化に伴う手持ち金の減少などの生活困窮による受給者の増加と地区人口の減少によるものであり、矢島地区が特に増加している傾向はないと認識しております。

生活保護申請における事前審査についてですが、本市においては、生活保護申請後に審査が行われており、申請以前に審査を行うことはありません。

生活保護の相談件数のうち、申請した件数の割合を示す申請率、開始件数の割合を示す開始率につきましては、平成21年度において申請率61.9%、開始率51.4%。平成22年度につきましては、平成23年1月末時点において申請率66.7%、開始率61.5%となっております。

生活保護受給者の高等学校への進学につきましては、平成17年度より生業扶助として認められたことから、保護受給世帯の自立助長を図るため、本市においても自立支援プログラムの一つとして高等学校進学支援の取り組みを行い、これまで15人が進学し、高等学校を卒業した4人が生活保護世帯からの自立を果たしております。

生活保護の廃止数は、平成21年度は54世帯69人であり、その内訳は、世帯主の死亡等19世帯19人、稼働収入の増加など13世帯22人、他管内への転出が6世帯9人、施設入所が5世帯5人、その他が4世帯4人、年金等の増加が3世帯5人、医療費の他法負担が2世帯2人、世帯主の傷病治癒が1世帯1人、扶養義務者の引き取りが1世帯2人、平成22年度につきましては、平成23年1月末時点において41世帯51人であり、その内訳は、世帯主の死亡等14世帯14人、稼働収入の増加など17世帯25人、年金等の増加が4世帯4人、他管内への転出が3世帯5人、その他が2世帯2人、扶養義務者の引き取りが1世帯1人となっております。

本市での生活保護受給世帯のうち約半数が高齢者世帯であるため、死亡等による廃止数が多くなっておりますが、平成19年より取り組んでいる生活保護世帯の自立に向けた就労支援を初め、多重債務整理など15の個別支援プログラムの実施により、稼働収入の増加や

年金等の増加による生活保護からの自立もわずかではありますが増加しており、個別プログラムの効果があらわれております。

本市の雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いており、生活保護受給者の増加傾向は続くことが予想されますが、今後とも適正な生活保護運営に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、3、平成22年度の由利本荘市国民健康保険税について、(1) 収納率についてお答えいたします。

平成22年度国民健康保険税の収納率は、1月末日現在で、現年度課税分が70.55%、滞納繰越分では9.19%となっており、前年同期と比較した場合、現年度課税分で1.18ポイント、滞納繰越分で0.56ポイント、それぞれ伸びているものであります。

これから年度末・出納閉鎖を迎えることから、税込確保と収納率の向上に向けて、収納対策の強化に一層努力してまいります。

次に、(2) 国保加入世帯数と平均年間所得についてお答えいたします。

加入世帯数は、当初賦課基準日である7月1日現在で1万3,476世帯であります。

また、年間平均所得については、1世帯当たり74万9,609円であり、1人当たりになると42万7,532円であります。

次に、(3) 夫婦(30歳代)子供2人の世帯で、年間給与収入が240万円、360万円の場合の国保税額についてお答えいたします。

夫と妻の収入割合を3分の2と3分の1に仮定すると、給与収入が240万円の場合、医療保険分が17万3,100円、後期高齢者支援金分が4万3,400円で、国保税額としては21万6,500円となります。この場合、平等割と均等割は2割軽減が適用されております。

同じく、給与収入が360万円の場合、医療保険分が28万900円、後期高齢者支援金分が6万7,100円で、国保税額は34万8,000円となります。

なお、この世帯の場合は、夫婦ともに40歳未満のため、介護納付金分は賦課されておりませんので申し添えます。

次に、(4) 減免の理由に病気や負傷を明記すべきではについてお答えいたします。

本市の国民健康保険税条例においては、減免の要件として生活困窮、または所得の大幅な減少があった場合を定めております。

これは、病気や負傷も含め、理由のいかんを問わず、生活困窮や所得が大幅に減少するという状態に至った場合には減免を認めようとする趣旨であり、また、県が示した基準にのっとった文言でもありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(5) 資格証明書の交付についての 現在の交付世帯と人数、 交付の際、面談は行われているのかについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

御案内のとおり、国民健康保険に加入した場合、基本的には1年間有効の被保険者証を発行いたします。

しかし、国保税の滞納があり、直近2カ年度の滞納率が100%の世帯を基本として、収納課での納付相談を受けていただき、特殊事情などを勘案した上で短期被保険者証の交付世帯を決定し、一般の方は有効期間4カ月、高校生世代以下の方は6カ月の短期被保険者証を交付することとしております。

その後、短期被保険者証の更新時には、面談をした上で新たな保険証を交付する手順と

なります。

資格証明書の交付につきましては、短期被保険者証交付世帯のうち、直近3カ年度の滞納率が100%で、かつ過去5年間の滞納率が50%以上、さらに、直近2回の更新時の納付相談に来庁しなかった世帯を対象とし、特殊事情を勘案して、保険証の返還命令を予告いたします。

同時に、弁明書の提出と再度の納付相談を促し、それにも応じない場合は、返還命令を通知して資格証明書を交付する手順となります。

なお、高校生世代以下については、資格証明書の交付世帯であっても6カ月の短期被保険者証が交付されることとなっております。

本年1月末日現在の資格証明書交付数は、169世帯229人となっております。

また、資格証明書を交付する場合は、先ほど申し上げましたように、弁明書の提出や納付相談に応じていただけない方々が対象となりますので面談は行えない状況であり、資格証明書は送付することとしております。

ただし、納付督促のための臨宅訪問を随時実施し、接触機会を持つよう努力しております。

次に、交付を受けた方の受診状況はどのくらいか、交付を必要としなくなった人数は過去3年間で何人かについて一括してお答えいたします。

資格証明書の交付を受けた方が医療機関を受診した場合、医療費は全額負担となりますが、その後、保険者である市に申請することにより7割か9割が市から返還されることとなります。

その受診状況につきましては、資格証明書の交付を受けた方からの申請による把握しかできませんが、平成22年4月から平成23年2月までの申請者数は延べ69人でありました。

ただし、受診しても申請しない方もいると思われそうですが、そこまでの把握はできない状況でありますので御理解をお願いいたします。

また、資格証明書の交付を受けた方が交付を必要としなくなる場合としては、国保税の滞納分を納付した場合や生活保護受給によるもの、社会保険への加入や死亡によるものなどがあります。

過去3年間の人数との御質問であります。ここでは滞納分を納付したことによる一般被保険者証や短期被保険者証への移行について、平成20年度以降の状況をお答えいたします。

滞納分の完納により一般被保険者証へ移行となった方が22人、一部納付により短期被保険者証へ移行した方が36人です。

次に、医療費の全額支払いが困難な場合についてにお答えいたします。

資格証明書の交付を受けた方が入院などにより高額な医療費がかかる場合などについては、市といたしましても、短期被保険者証の交付に切りかえる措置をとっております。

この場合、基本的には収納課での納付相談を受けていただくこととなりますが、緊急性のある場合は柔軟に対応しております。

なお、今年度は、1月末までに3人の方に対し、短期被保険者証への切りかえ対応を行っております。

次に、4、消防の広域化と消防庁舎建てかえについて、(1)「にかほ市との協議に含め

る必要はない」の発言（1月25日全員協議会）についてお答えいたします。

現消防庁舎は、老朽化が著しく、さらに耐震性に問題があることが判明したことから、喫緊の課題として、1月25日の議会全員協議会におきまして、建設スケジュールの前倒しを含め建設候補地について御報告したものであります。

発言につきましては、市民の安全・安心なまちづくりの観点から、本市における消防庁舎の配置など消防力の整備は本市の施策であり、協議の対象ではない、とした趣旨でありました。

消防の広域化は、常備消防全体のあり方について自主的に協議を進めるものであり、広域化の消防本部の位置については、現実的には2市の消防庁舎のどちらか一方を選択するしかないものであり、この点につきまして、当局の説明が不十分であり、誤解を招いたものと認識しております。

今後の協議会では、協定項目など具体的な協議に入りますが、本市の消防庁舎についても十分に説明し、理解をいただけるよう協議してまいります。

次に、（2）消防広域化は防災上必須事業なのかについてお答えいたします。

平成18年に消防力の充実強化を目的として消防組織法の一部が改正され、消防の広域化が法制化されました。

消防の広域化は、あくまで市町村の自主的なものであり、法律的な義務はなく、防災上の必須事業ではありません。

また、県知事の関与に関しては、県の担当職員が定期的に来庁し、積極的な協議を進めるよう指導・助言をいただいております。

次に、（3）にかほ市との第1回協議会の確認事項についてお答えいたします。

消防広域化の第1回目の協議会は、平成22年7月26日、設立総会に引き続き開催され、次の2項目について確認しております。

1点目は、広域化の方式で、本荘由利広域市町村圏組合に消防事務を加える一部事務組合方式を前提として協議を進めること。

2点目は、広域化の目標年次を平成25年3月までとするということであります。

今後の協議会のスケジュールにつきましては、平成23年度の早期に、消防本部の位置などの各種協定項目や、広域消防運営計画の策定に向けた具体的な協議に進みたいと考えております。

以上であります。

議長（渡部功君） 14番今野英元君、再質問ありませんか。

14番（今野英元君） 今回の代表質問を含めまして、職員の定数管理の問題が何人かの議員から発言されております。平成17年に合併した当時に、たしか私の記憶では、臨時職員の方が609人か610人、その程度だったと思いますけれども、定数の削減が進むにつれて、今現在の人数は1,000人を超えてるという状況であります。ということは、やっぱり正職員の方の定数が下がってきて、どうしても臨時の方、非正規の方に頼らざるを得ないと。非正規の方たちがいないと現場が回っていかないという現実が明らかになってきているわけです。特に保育所とか老人介護の施設、それから医療現場では、そういう人がいないと現場が回っていかないという状況がはっきりしてきているんです。それで、片山総務大臣なり細川厚労大臣が、恒常的に働いている人をどうするかという問題を国の大臣でもやっ

ぱり言わなければいけないような時代になってきているんです。非正規の方たちの賃金がこれでいいのかということが国会でも問題になってきているという現状があるときに、この平成20年の人事院の事務総長が出した通知というのは、これは法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与という題がついてますので、地方公務員法にのっとった非常勤職員のことを言っているんです。そのとらえ方が先ほどの市長答弁とは違うんじゃないですかと私は思うんです。ですから、非常勤職員の職場での扱い、それから賃金をどうするかというのは人事政策なんです。職場の人事を動かすだけじゃなくて、賃金をどうするかというのは一つの人事政策だと思います。そういう意味では、非常勤の方たちがこれだけ由利本荘市にいて、それできちんとした政策が由利本荘市にはあってもいいんじゃないかと思うんですけれども、その点一つお聞きします。

それから、資格証明書の問題で一つ確認しておきたいことは、資格証明書が交付されていても、緊急の場合にお金が払えないから後でもいいですかという対応が市はとれるということなんですよ。そういう答弁と理解してよろしいですね。はい。

それから3つ目、にかほ市との消防広域化の問題ですけれども、ごみ処理場の問題でもそうですけれども、建設した時期が違うんです。ごみ処理場の場合には、にかほ市が緊急性があってやらなければいけない。消防庁舎の場合には逆で、由利本荘市のほうが消防庁舎を緊急に建てなければいけない状況にある。そこで両者が集まって協議する場合がありますけれども、やっぱりタイムラグがかなりありますので、どちらかが折れないと、また、小異を捨てて大同につくじゃありませんけれども、そういう気持ちがないと、なかなか広域化の問題というのは大変だと思うんです。特に、にかほ市の方に聞きますと、「メリットはわかったと。メリットはわかったけれども、じゃあデメリットの部分はどうなんだという議論がにかほ市でされている」と言っていました。事務方の質問の聞き取りのときにもデメリット論がかなりあると言うんです。そのデメリット論っていうのは、今後、多分協議会の中で、かなり事務方のところで討議されていくと思うんですけれども、こういった話し合いが具体的になされてるのか、以上、その3点をお聞きします。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 今野議員の再質問にお答えしますが、先ほど職員の定数管理については、私から答弁したとおりでございます。

それから、資格証明書、この問題については、市民福祉部長から答弁をさせます。

そしてまた、消防庁舎の問題と広域化についても、ごみ処理場との問題とは多少違いますけれども、我々としては、にかほ市の意見を十分に聞いた上で、この協議会でも十分話し合いをして、双方が納得する形でものを進めていきたいという基本姿勢に変わりはございません。詳細については、消防長から答弁をさせます。

議長（渡部功君） 荘司市民福祉部長。

市民福祉部長（荘司和夫君） 国民健康保険の資格証明書の関係でございますが、資格証明書につきましては、先ほど市長が答弁したとおりでございます。緊急性のある場合には柔軟に対応してということで短期証に切りかえることもありますので、そのように御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（渡部功君） 土田消防長。

消防長（土田喜一郎君） 今野英元議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほどお話ありました件につきましてですが、事務方といたしまして、現在最も広域化する上で協議をしなければならないだろうなと考えられることは1点あります。にかほ市は、3町合併前から、いわゆる平成13年4月より1本部1署2分署体制を統廃合し、1本部1署体制となり10年を経過しております。当由利本荘市におきましては、広域市町村圏組合の合併前から現在もですが、1本部2署6分署体制としております。この違いがありまして、この協議に時間が割かれるなど私なりに考えております。

以上であります。

議長（渡部功君） 14番今野英元君、再々質問ありませんか。

14番（今野英元君） この人事院の総長の出した発令なんですけれども、これは法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与についてということで、地方公務員の非常勤職員に対して、適正な期末手当に相当する給与をとという表現なんです。期末手当を出せとは言っていないんです。期末手当に相当する給与を出せるように努力しなさいと言っているんです。ですから、このガイドライン、指針を地方自治体が採用するかどうかは、そこの自治体の人事政策だと思うんです。急には面倒くさいと思いますけれども、由利本荘市の中で期間が1年以内の有期契約を繰り返しながら、繰り返しながら何年も働いている職員がいるという実態もあるんです。ですから、そこら辺のことを考えたときに、どのような人事政策をとっていくかというのは、これはきちんとした自治体の一つの政策なんです。ここをもう一度お聞きします。私の質問と市長の答弁がちょっと違ってましたので。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 再々質問でありますけれども、担当の総務部長から答えさせます。

議長（渡部功君） 土田総務部長。

総務部長（土田隆男君） それでは、ただいまの再々質問に対し、市長の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、質問にお答えしました国における指針でございますが、これは、市長が申されましたとおり、国の詳細な規程がございませんでしたので、それを人事院が一定の統一の指針を示したものだというふうな理解をさせていただきます。

なお、本市の場合でございますが、この期末手当相当分につきましては、一部合併以前の臨時職員でございますが、一部実施されているのがありますので御理解願いたいと思います。

議長（渡部功君） 以上で、14番今野英元君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 3時18分 休 憩

午後 3時29分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。29番三浦秀雄君の発言を許します。29番三浦秀雄君。

【29番（三浦秀雄君）登壇】

29番（三浦秀雄君） 政和会所属の三浦秀雄です。質問に入る前に、今議会に当局から提案の子ども条例制定であります。私が平成18年9月議会の一般質問で、子供を守る施

策として子ども条例の制定を当局に要望したものであります。

以来、4年半の歳月はかかりましたが、成案までこぎつけていただきまして、当局に対しまして敬意を表する次第であります。

この後は、議会、教育民生常任委員会での審査になりますが、本市の宝であり、次世代を担う子供たちを地域全体で守り育てようとする施策でありますので、何とぞ全会一致で可決いただきますよう、私からもお願いを申し上げます。

それでは、一般質問に入りますが、代表質問も数え10人目ですので重複する質問が多くありますが、私なりに質問をいたしますので、御答弁よろしくをお願いいたします。

1、市長の目指す由利本荘市づくりについてお伺いいたします。

平成21年4月17日、由利本荘市のリーダーに就任した長谷部市長、間もなく3年目を迎え、本市も誕生してから7年目に入ろうとしています。

旧1市7町の広大な行政区域の合併は、財政的にも余裕のない自治体同士、お互いいろいろ難しい課題を認識しながらも、当時は将来にバラ色の夢を描いたものであります。

しかしながら、合併して間もなく、地方財政健全化法により、特に実質公債費比率の算定基準が変わったために、本市は18%の基準を超え、公債費負担適正化計画を県に提出する事態となり、事業執行に影響を及ぼしました。その後、その計画に沿って健全化に向け順調に推移しているところであります。

財政的問題を抱えながらも、広大な面積の本市のまちづくりのために手がけなければならないことが、地域間の一体的醸成を早急に図ることであると考えます。

合併して環境が大きく変化したのは、間違いなく旧町であります。

役場がなくなり、議会がなくなり、疲弊していく町並みに、旧町の市民の方々の「本荘だけ栄えて」、「本荘に多くの予算をつけて」との不満の声を耳にします。

よく聞かれる地域間格差是正、均衡ある発展、耳ざわりのよい言葉であります。しかし、格差とは何を意味するのか。均衡ある発展は何を指すのか。この広大な行政区域のそれぞれの地域には、それぞれ特色のある歴史、伝統、文化があります。

それらを生かし育て、地域ごとの特色ある発展を考えるべきであります。

7年目に入ろうとしている今、まず取り除かなければならないのが不満の声であります。その声は何を望み、期待しているのか、市民の声を聞くことから始まると考えます。きっと一体的醸成を図るかぎがあると思います。

市長は、小さな声にも耳を傾けるのが政治の原点だと言っていますが、そのことはとても大事なことで、私も同感であります。

先行き不透明な政治状況の中、市政運営の困難さも理解できますが、住みたいまち、ずっと住んでいたいまち、希望と夢を持てるまち、そして外部の方がどんなまちかのぞいてみたくなるまち、魅力あるまちづくりを議会とともにつくろうではありませんか。

そこで市長にお伺いいたします。

(1)市民の意識調査など合併の検証を行い一体的醸成を図りませんか。

検証の一環として、市民に合併後の感想や今後へ望むことなどのアンケート調査を行ったらどうでしょうか。市民の意識を得ることができ、醸成へ向けた対応の仕方の一助になるものと考え、お伺いするものです。

(2)各地域が共通の認識を持つために地域協議会の全体会を開催できないかでありま

すが、年度終盤時期に地域協議会全体会を開催し、年度の反省と次年度への取り組みを、地域の枠を超えて話し合ったならば、お互い理解度を増し、一体的醸成が図られることと考えますが、所見をお伺いいたします。

(3) 任期の折り返しに入り長谷部カラーをどのように出すのかであります。長谷部市長のこの2年間の市政運営への取り組みは評価したいと思いますが、今回で予算編成2回目、そろそろ長谷部市長ならではのカラーを出した事業を期待しましたが、市長の剣術の気迫が感じられません。今後、長谷部カラーを期待するものであります。いかがでしょうか。

(4) 市長は特色ある8地域をどんな地域にしたいのか、8地域ごとへの思いと、本市全体をどんなまちにしたいのか、目指すまちづくりについてお伺いをいたします。

2番、副市長の市政への取り組みについてですが、長谷部市長が就任して間もなく、秋田県から村上健司氏を迎え、1年前には藤原由美子さんが就任して、ようやく副市長2人体制が整い、現在に至っています。

地方自治法第167条では、「副市長は、市町村長を補佐し、市町村長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する業務を監督すること。」とされています。

平成19年4月に地方自治法が改正され、これまでの権限を強化、役目を明確化させ、助役を廃止、副市町村長が設置されました。権限の強化に加え、役目も明確になった現在、副市長の存在は、市発展に重要な意味をなすものであります。

そこで、3点について質問します。

(1) 副市長の2人制と職務分担についてであります。副市長が1人空白のとき、このまま1人でよいのではとの質問もありました。当時は1人でも粛々と業務は遂行されていました。

私も1人で十分でないかと考えるものであります。どうしても2人必要でしょうか。

2人制をこの先も継続するのか、2人制の場合の担当分野をどう定めているのかお伺いをいたします。

(2) 村上副市長の進退についてであります。このことにつきましては、会派代表質問の伊藤、本間両議員の質問に対して、市長の答弁は、今月末で県に戻るとのことでありました。

私は、同じ質問内容で村上副市長本人に伺いたく通告していたものですが、市長答弁でわかりました。

村上副市長におかれましては、合併協議会当時に加え、この2年間、本市のために御尽力をいただき、まことにありがとうございました。私からも厚く御礼を申し上げます。

今後におきましても、県庁職員として、本市に対して御支援と御指導を賜りますようお願いをいたします。

せっかくの通告でありましたので、御登壇の上、この2年間の思いと今後の本市のあり方についての所見をお伺いいたします。

(3) 藤原副市長のこの1年間の思いと今後の取り組みについてですが、私は、藤原副市長と小・中・高と同期で、同級のときもありました。それが今、議場で質問できると思ってもいなかったし、ともに本市のまちづくりに携わることができることにうれしさを覚

えます。

前段で述べたように、まさに副市長の役目は大事であります。女性の視線を大いに活用して、新しい風を吹き込んでいただくよう望むものであります。

村上副市長が勇退した後は、秋田県へのパイプ役として大いに活躍してください。

また、あなたは市長に推挙されましたが、市長を支えながらも、時には市長と、時には議会と政策論争をして、自分らしさを十分に出してください。

就任1年間の思いと今後への取り組み方をお伺いいたします。

3番、行財政改革についてお伺いいたします。

右肩上がりの経済成長が終わり、税収の落ち込む中、今度は少子高齢化の時代に突入、加えて市民ニーズの多様化、地方分権の推進など、行政を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、複雑な変化を進めています。

今、行政に求められるのが行財政の改革です。本市も行財政改革に果敢に取り組んでいますが、私ども会派は、総務省への要望行動のほか、行財政改革を活発に推進している鎌倉市議会を訪問、研修しました。

以下、本市の取り組みと比較しながら、2項目について質問します。

(1)本市の行政改革推進委員会と鎌倉市行革市民会議についてであります。本市が設置している行政改革推進委員会が、鎌倉市の学識者と公募の8名の委員で構成される鎌倉市行革市民会議でありました。

そして、平成18年4月に策定した鎌倉行政経営戦略プランに基づき、102項目について行財政改革を進めていました。中でも項目ごとに効果金額を算出していること、その効果金額も含めて行革市民会議から評価されていることは、大変参考になりました。

本市も評価結果とともに、行財政改革でどのくらいの財政効果が出たか、効果金額を算出し公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(2)本市の外部評価委員会に事業仕分けを加えたらどうかについてですが、本市は、平成18年度から事務事業について内部評価を行い、平成22年度からは第三者による外部評価委員会を設置して事業の評価が実施されています。

それに事業仕分けを加えるべきとの考えから提案するものであります。

代表質問で本間議員も述べていましたが、事業仕分けは、行政刷新会議の加藤秀樹事務局長が代表を務めるシンクタンク構想日本が提唱し、平成14年、岐阜県で最初に実施され、その後各地に広がりました。

私ども会派は、鎌倉市が昨年初めて導入した経緯や効果についても勉強したところであります。

その事業仕分けは公開で行われ、結果を無作為で抽出した市民に郵送し、アンケートを求め、それらを踏まえて事業の見直しや予算編成に活用するとのことでした。

本市も行政評価に公開で行う事業仕分けを新たに加えることで、市民の行政への関心、透明性、職員の意識づけなどをより高め、行財政改革につながるものと考えます。

事業仕分け導入についての市長の考え方をお伺いいたします。

4、子ども手当についてであります。本日、作佐部議員の質問に対して答弁されましたが、私にも答弁よろしくお願いをいたします。

民主党政権の公約の一つ、子ども手当が今国会で盛んに議論されています。

この子ども手当は、平成22年度限りと約束した地方自治体負担も交えて、月額1万3,000円の支給が実施されました。また、来年度からは、3歳未満の子供を対象に月額7,000円増額して2万円にしようとしています。

しかし、財源不足のために、23年度も地方に財源負担の増額を求めようとしています。地方と十分な協議がなく財源負担を強いて実施された制度だけに、さらなる負担に対しては地方の大きな反発があります。

自治体によっては、23年度当初予算に地方負担分を計上しないところもあるとのこと。加えて野党の反発があり、ねじれ国会の中、予算関連法案の成立はかなり難しい状況です。成立しなかった場合、もとの児童手当へ戻りますが、地方の事務作業はどうなるのでしょうか。

また、当初の実施段階から地方が望んでいた保育料や学校給食費を子ども手当から徴収できる仕組みについては、可能にする方針を示しています。

財源や本当に子供に使われているのか問われる現金給付など、さまざまな問題を抱える子ども手当について次のことをお伺いいたします。

- (1) 地方負担について本市の状況と市長の考え方は。
- (2) 現金給付に対する市長の考え方は。
- (3) 関連法案が成立しない場合の本市の事務対応について。
- (4) 保育料及び学校給食費の滞納状況と、子ども手当から徴収できる場合の対応について。以上、答弁よろしくお伺いをいたします。

5番、羽後本荘駅の昇降設備についてお伺いいたします。

ますます進む高齢化、行政は声高に福祉の向上を掲げていますが、果たして本気で考えているのか疑問の一つが、羽後本荘駅のホームに行くための高齢者と障害のある方への対策であります。

御承知のとおり、連絡橋を渡るには階段のみで、エレベーターやエスカレーターの設置はありません。羽後本荘駅はJRの施設であり、JRで設置するのが本来の姿ですが、由利高原鉄道も乗り入れています。市がJRと本気になって協議したならば、必ず解決できる案件です。

由利高原鉄道の利用者減少による赤字額の解消はほど遠いものがあり、その赤字を抑える手だては利用者をふやすことであり、ふやすには観光客や一般客の利便性をよくしなければなりません。それらの改善をなおざりにして、観光立地、市内空洞化解消など理想だけを掲げていたのでは行政機能が働いているとは言えないのです。今後、文化交流館「カダーレ」の利用者への利便性を考えた場合、必ず必要になります。職員に任せるのではなく、トップセールスの精神で、市長みずからJRと交渉して課題解決を図り、高齢者、障害者に優しいまちと言われるよう早期実現を望むものであります。市長の考え方を伺いいたします。

6番、本市の人口減少へ歯どめをについてですが、本市の人口は、低迷する経済状況による人口流出、少子高齢化による人口減少などで、平成17年の合併時、約9万人の人口が6年後の現在8万6,000人ですから4,000人の減少で、年間約670人ずつ減少したことになります。これは本市だけの問題ではなく、全国的なことではあります。それぞれが英知を出し合い、本市発展のためにも人口減少へ歯どめをかけなければなりません。

このことについて、3項目にわたり質問します。

(1) 働く場の確保と働く者の身分保障についてであります。

我が国経済は、グローバル化が進む中、円高、デフレとますます厳しさを加速して景気の不透明感が増大しています。加えて雇用情勢の悪化は、ますます深刻化を助長しているものであります。

本市においては、基幹産業である農業の閉塞感、なかなか復活しないIT関連産業、公共事業予算削減による建設関連業界の低迷などなど、厳しい状況が続いています。このような厳しい中でも、人口減少に歯どめをかけることができる企業誘致と既存企業の育成を行い、働く場の確保に当たらなければなりません。

企業誘致は、高速道路網の完全でない本市にとっては、状況的にも難しいことがあることから、税制面や補助等に思い切った施策を講じる必要があると考えます。市長の企業誘致及び既存企業の育成についての考え方をお伺いいたします。

また、市内で働いている方の中には、職についているものの、状況いかんでいつ解雇されるか不安を抱えている多くの非正規社員がいます。行政として実情調査を行い、改善を促すなどして、安心して生み育てられる環境をつくるべきと考えますが、あわせてお伺いをいたします。

(2) 次世代育成支援対策推進法による行動計画の実施状況についてであります。国においては、これまで少子化対策として少子化対策推進基本法に加え、次世代育成支援対策推進法などでさまざまな取り組み方針を定めていますが、少子化は一向にとまる気配がありません。

今回提案されている子ども条例第11条の「子育てに関する計画」にも、この次世代育成支援対策推進法の行動計画を充てるとされています。少子化対策への行動計画の実施など、その取り組み方についてお伺いをいたします。

(3) 結婚のための出会いの場づくりについてですが、さきに述べた少子化対策に盛り込まれていないのが結婚であります。生まれた後の子育て対策も大事ですが、その手前の子供ができる環境づくりはもっと大事なことです。

秋田県は、昨年1年間の人口動態を発表しました。それによると、出生率は16年連続全国最下位、自然動態では、亡くなった方の半分以上しか子供が生まれていない状況が続いています。秋田県は、少子化進行に歯どめをかけようと、昨年、あきた結婚支援センターを開設、パーティー形式のイベントを開催する結婚支援事業をスタートさせ、23年度は新たに個別の出会いを提供する見合い事業を行うこととしました。

県と同様に本市も、この地域に合った出会いの場をつくり、人口減少の歯どめ策を講じませんか。このようなことは行政でやるべきでないとい論を唱える方もいますが、行政だ、民間だと言ってる場合ではありません。民間で行うのであれば補助金で支援するなど、とにかく人口減少に歯どめをかける施策を講じませんか。市長の所見をお伺いいたします。

7番、森林・林業再生プランについてお伺いいたします。

森林・林業・木材関連産業は、地球温暖化防止森林吸収源対策など、いろいろな対策が講じられているにもかかわらず、長引く不況や木材価格の低迷、外材の流入に加え、林業労働者の高齢化など、取り巻く環境はますます厳しさを増していく傾向にあります。私も議会は、合併以前から森林・林業・林産業活性化推進議員連盟を立ち上げ、林産業の活

性化に向けて活動してきたところであります。

政府は、雇用の促進を図るために緊急雇用対策本部を立ち上げ、その中の緊急雇用創造プログラムの推進では、雇用、グリーン、地域社会の3分野における雇用の創造を重点的に推し進めることとしました。

その中のグリーン雇用創造分野では、森林・林業再生の推進が掲げられ、平成21年12月、今後10年間で林産業を再生させようとする計画、森林・林業再生プランが策定され、公表されました。その基本的な考え方は、森林資源を最大限活用して雇用・環境に貢献する木の社会へ転換することとあります。

このように、林産業に対する国の大きな対策はこれまでなかった画期的なことなので、雇用を含め安定的な林産業経営の基礎づくりを進めようとする施策を高く評価するとともに、森林・林産業を早急に再生させることを強く望むものであります。

そこで、次の4項目についてお伺いいたします。

(1) 国の再生プランに対する本市の計画策定などの取り組みについてですが、国の再生プラン計画によると、23年度概算総要求額1,390億円として本格的に動き始める計画とことです。これに対して、県、市町村では事業の計画策定をする必要があると考えますが、取り組み方についてお伺いいたします。

(2) 利用可能時期を迎える森林の伐採についてですが、本市初め個人所有の森林は、利用可能段階に入ってきていると言われていています。しかし、「伐採してもその山を再生させる費用が出ない」と所有者の方々からよく聞かれます。

森林資源を維持し、活性化を図るには、伐採・加工・流通・消費・植林・育林・伐採と、確実にローテーションを保ち、安定的に供給することが必要で、どれ一つ欠けても機能はとまります。利用可能時期を迎える本市所有の森林初め、地域内の森林伐採をどのように考えているのかお伺いをいたします。

(3) 林業従事者の現状と今後の対策についてですが、この再生プランは、雇用の拡大も重要な役割を占め、雇用の場を林業へも求めるなどの諸施策も講じられています。本市の林業従事者の推移と今後の傾向など、現状と対策についてお伺いいたします。

(4) 学校校舎を木造にできないかについては、全国的に木材の需要が年々落ち込んできていることから、また、木材自給率50%以上達成の可能性にかかわることからも、農水省及び国交省は、公共建築物等における木材利用の促進に関する法律を成立させ、国を挙げて需要の開拓を行うほか、文科省とも連携して、学校における木材の利用促進にも力を入れています。

本市においては、小中学校の統廃合計画があることから、学校建設に際してはぬくもりのある木造校舎の建築、しかも地場産木材を利用し、地域産業に貢献するとともに、子供たちにとって快適な教育環境づくりを図るべきですが、その考え方をお伺いいたします。

8番、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)についてお伺いいたします。

平成22年11月9日、菅内閣は、経済連携強化を図るため、国を開くとの観点から、TPP参加へ向け関係国との協議を開始することを閣議決定しました。以来、さまざまな議論がなされ、経済効果について、それぞれの見方が分かれるなど、賛否両論があることは御案内のとおりであります。

農産業にとってはマイナス要素のみ、輸出を基本とする工業界においては大きなプラス

となる要素があるとしていますが、現在の農産物の置かれている環境を改善することなく、参加にだけ目先を向ける政治のあり方に大きな疑問を抱くものであります。

TPPへの参加の是非については、多くの自治体及び団体が反対の声を上げ、政府関係機関に伝えています。本市議会においても、昨年12月の議会にて反対の意見書を国に提出し、市長も反対の意思表示をしていますが、次のことについてお伺いをいたします。

(1)本市の工業界についてですが、本市の工業界においては、参加すべきとの声もありますが、市長は、工業界の方々と意見交換をしているのか、また、参加した場合の本市工業界の経済効果をお伺いいたします。

(2)2国間協定についてですが、TPPよりは、2国間で行われ、品目ごとに交渉ができるEPA(経済連携協定)やFTA(自由貿易協定)を先行させるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

(3)オーストラリアとの協定による影響はについてであります。オーストラリアと交渉しているEPA(経済連携協定)で米は除外される見通しですが、牛肉や乳製品の関税が撤廃された場合、本市の酪農や畜産に与える影響は大きいものがあると考えます。統合家畜市場の開設を控えた本市に与える影響など市長の所見をお伺いいたします。

9番、県道羽後本荘停車場線未改良区間の整備についてですが、裏尾崎町の歩道もない幅員8メートルの狭隘な道路。県道となっているために、県に対して長年改良を要望してきたものであり、地元商店街も早期整備を願っている箇所であります。

御案内のとおり、西側は、合同庁舎の建設に伴っての整備に加え、中央地区土地区画整理事業による拡幅などで整備されていますが、中央線との間約380メートルの区間は、バス路線として大型バスが通行するなど、狭隘なために人や車両の通行に支障を来し、商店街としての機能も果たさなくなっています。

商店街としての活性化を取り戻すためにも、整備は喫緊の課題であり、県に対してさらなる強い要望を行い、早期着工、早期完成を図ることを強く要望するものであります。今後の見通しについてお伺いいたします。

10、最後に、市職員に求められる基本姿勢についてお伺いいたします。

市民の公僕として日夜業務に当たっている職員に対し、市民の一人として感謝を申し上げます。昨今、私ども議員に対してもそうですが、市民の見る目は、行政に携わる者一人一人の行動に関心を持ち注目しています。

職員に求められるものは、仕事へ情熱を持ち常に改革・改善へ取り組む気概のある人、自己啓発を促しチャレンジ精神旺盛な人、経営的感覚を持ち業務の目標を管理できる人、高い倫理観を持ち公正な業務執行で市民に信頼される人であると考えます。

また、市役所は、いろいろな方々が入り出るところであり、市の顔でもあります。市民初め訪れる方々には「さすが由利本荘市の職員だ」と賞賛される対応が求められます。私どもは、市民からいろいろなおしかりをいただきますので、職員の基本姿勢について、次の2項目についてお伺いいたします。

(1)接遇マナー研修の効果についてお伺いいたします。

本市では、平成22年度事業で、職員を対象とした平林都さんによる接遇マナー研修が実施されました。研修を受けた職員に感想を聞いたところ、評価に差異がありました。人それぞれの受けとめ方の違いがありますので、評価に違いがあるとは思いますが、私は、接

遇の基本はあいさつであると思います。あいさつがきちんとできる人は仕事もできると私は見えています。

市民から指摘される一つに、「庁内で目が合ってもあいさつもない」、「こちらからあいさつしないと返ってこない」、極端なのは「こちらからあいさつしても何もなし」などがあります。電話の対応も指摘されることがあります。そんな状況を改善するために、貴重な公費を使っただけの研修、大きな費用対効果が出るものと期待しましたが、以前とそんなに変わらないと感じるのは私一人でしょうか。効果についての市長の感想をお伺いいたします。

(2) 不適切な業務執行についてですが、昨年は職員による不適切な業務執行など、これまでにない多くの職員を処分する事態となりました。以来、市民の信頼を取り戻すべく取り組んできたはずの当局であります。最近においても、心肺停止の超緊急患者を救急隊員が搬送先を間違える事案が発生しました。これは、救急隊員のみならず、職員に求められる市民の生命と財産を守る業務を任されているという自覚が欠けているのではないかと思います。

幾ら接遇マナーを学んでも、それを生かそうとする意識と気概がなければ何も生まれません。何も貴重な公費を使わなくても、指導的立場にある上司の意識改革があれば職員も変わります。職場のコミュニケーションを図れば変わります。市民に信頼される市役所の構築に、さらなる努力を望むものであります。市長の取り組み方をお伺いいたします。

以上であります。御答弁よろしくお願いを申し上げます。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） それでは、三浦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市長の目指す由利本荘市づくりについての(1)市民の意識調査など合併の検証を行い一体的醸成を図りませんかにお答えいたします。

私は、由利本荘市長の職を担わせていただくに当たり、基本姿勢を「市民とともに歩む市政」とし、目指す政治姿勢を「行動する市長」とすることを表明いたしました。

市政を運営する上で大切なのは、人と人との信頼関係であり、地域の皆様の生の声に率直に耳を傾け、その声を市政に反映させることが重要と考えております。

私は、市長就任以来、市内8地域で市民とのふれあいトークを開催しているほか、町内行政懇談会などにもできる限り出席し、市民の皆様の声を聞いてまいりました。

さらに、市民の皆様の声を市政に反映させることを目的に、本年1月から「市長への手紙」を行っており、お寄せいただいた手紙はすべて私が目を通した上で、御返事を差し上げ、市政運営の参考にさせていただいているところであります。

市町村合併後の一体的醸成は、過去の市町村合併の例を見ましても、長い時間を要すると考えており、今後も引き続き、市民の皆様の声を聞かせていただく中で、アンケート調査についても検討してまいりたいと存じます。

次に、(2)各地域が共通の認識を持つために地域協議会の全体会を開催できないかについてお答えいたします。

地域協議会は、合併以来、地域に開かれた住民自治のまちづくりを実現するため、新市まちづくり計画を初め、各種計画に関する事項や各地域における課題等について協議し、

住民の多様な意見が適切に反映されるよう、住民と行政による協働のまちづくりにも、その役割を果たしてきているところであります。

御質問の全体会の開催については、これまで毎年度、各地域協議会で協議された主要な課題等について報告し、共通の認識に立ちながら意見交換を図る8地域協議会会長副会長連絡会議を開催しております。

この会長副会長連絡会議の開催に当たっては、各地域協議会の当番制による持ち回りにより実施しており、今年度は矢島地域、来年度については鳥海地域を会場に予定しております。

今後、全体会の開催については、各地域協議会の御意見を伺いながら、その必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)任期の折り返しに入り長谷部カラーをどのように出すのかと、(4)市長は特色ある8地域をどんな地域にしたいのか、8地域ごとへの思いと、本市全体をどんなまちにしたいのか、目指すまちづくりについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市全体のまちづくりにつきましては、本会議初日の平成23年度施政方針で述べさせていただきましたが、本市の将来に向けては、合併した8地域がそれぞれの特性を生かしながら、市の一体感を高めていくことが重要であると考えております。

これまで市民からは、合併による地域間の格差拡大への不満や財政状況への不安なども寄せられていたことから、公債費負担適正化計画に沿った財政運営の中で、地域の活力アップに向けた地域づくり推進事業や、定住自立圏共生ビジョンによる市の均衡ある発展に努めてきたところであります。

私は、任期折り返しに向けても、市民生活の安全・安心を第一に、みずからその最前線に立って取り組んでいく決意であります。

先日は、日本と同じ地震国と言われるニュージーランドで大地震が発生し、大きな被害をもたらしました。大地震は、いつ起こるかわからないことから、公共施設の耐震化への取り組みを優先してまいりたいと考えております。

また、本市は県内一広い面積を持ち、山間地帯、河川流域地帯、海岸平野地帯と、地形や気象条件も異なるほか、各地域には、それぞれの歴史や文化があり、お互いに特性や個性を尊重しながら、一体的に成長・発展していくための地域別の整備方針が新市まちづくり計画や総合発展計画において示されております。

本市の将来に向けては、各地域の特色を生かした産業振興や地域づくりが求められており、来年度は、新たな施策の一つとして地域おこし協力隊による農山村地域の活性化に向けた取り組みも行ってまいります。

今後とも、私のカラーである市民との対話を重視する姿勢に変わりはなく、市政の主役である市民の皆さんの御意見を伺いながら、市民一人一人が、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

2、副市長の市政への取り組みについての(1)副市長の2人制と職務分担についてにお答えいたします。

副市長2人制については、合併後の行政課題に対応するとともに、政策の立案や課題対応の迅速化を図り、行政サービスの向上を一層推進するため、地方自治法の規定に基づき

定数を条例化したものと認識しております。

私も副市長の職務は、合併後の広範な地域の中で、多種多様化する行政課題に迅速・的確に対応することが重要な役割であると考えており、また、市の政策や総合的な企画・調整について十分協議する場を持つなど、常にトップマネジメント体制の強化が重要でありますので、今後も現行どおり2人体制を継続してまいります。

また、各副市長の担当事務についてであります。その事務分掌は、由利本荘市副市長事務分掌規程により定められており、村上副市長が総務部、企画調整部、商工観光部、消防本部、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局に関する事務。藤原副市長が市民福祉部、農林水産部、建設部、出納室、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局に関する事務となっております。このほか、重要施策に関する事務の共同担任及び事故ある場合の事務処理などが規定されております。

なお、村上副市長につきましては、平成21年6月の就任以来、約2カ年にわたり、私の右腕として市政の発展に御尽力いただいていたところでありますが、4月1日からは秋田県職員として御活躍されることとなります。これまでの御尽力に敬意を表しますとともに、今後のますますの御活躍を期待するものであります。

次に、(2)村上副市長の進退については、村上副市長から、(3)藤原副市長のこの1年間の思いと今後の取り組みについては、藤原副市長からお答えいたします。

次に、3、行財政改革についての(1)本市の行政改革推進委員会と鎌倉市行革市民会議についてにお答えいたします。

地方自治体を取り巻く行財政運営は、一層厳しさを増しており、最少の経費で最大の効果が発揮できる効率的な行財政運営の確立を目指し、第2次行政改革大綱に定めた改革課題について、鋭意、積極的に取り組んでいるところであります。

本市の行政改革推進委員会は、市が行う行政改革に関する大綱の策定及びその推進に対して意見を述べ、必要な助言を行うため平成18年3月に設置した機関であり、協働によるまちづくりを推進する上で、大きな役割を担っているものであります。

本委員会は、これまで第1次行政改革大綱や集中改革プランの内容についての協議や、年度ごとにその達成状況を検証するとともに、第2次の大綱及び実施計画内容についても協議いただき、貴重な意見をいただいております。

御質問の鎌倉市行革市民会議につきましては、設置の趣旨や委員の構成が本市の行政改革推進委員会と類似した機関と見受けられますが、行政運営に関する効率・効果の評価の実施により、行政活動への意見を述べる目的があり、効果額等の評価結果報告内容は、よく整理された事例と思えます。

行財政改革の取り組みと、その財政効果につきましては、見やすくわかりやすくまとめることは大切なことであり、鎌倉市の事例も参考にしながら、本市の推進委員会における行政改革課題についての達成状況の評価方法の工夫や、その公表に対応してまいりたいと考えております。

次に、(2)本市の外部評価委員会に事業仕分けを加えたらどうかについてお答えいたします。

本市の外部評価委員会の設置目的は、市が実施する行政評価の客観性及び信頼性を確保するとともに、効率的な市政運営の推進に資するためであり、事業仕分けの意義・目的に

も通ずるものと考えております。

事業仕分けを行うに当たっては、仕分け対象とする事業の範囲は、どの程度が適切なの
かや、仕分け対象とする事業やその数、仕分け人をどのように選定するのかなど検討整理
が必要な課題が多くあります。

本市の外部評価は、本年度に開始したばかりであり、外部評価委員会からは、評価方法
の見直しや委員会運営のあり方などについての御意見をいただいております、これを踏まえた
改善工夫を進め、4日の本間明議員、佐藤勇議員、堀川喜久雄議員の代表質問でお答えし
ましたように、引き続き外部評価制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、4、子ども手当について、(1)地方負担について本市の状況と市長の考え方は
と、(2)現金給付に対する市長の考え方はの2つの御質問は、関連がございますので一
括してお答えいたします。

子ども手当は、単年度法案である平成22年度子ども手当法に基づき支給されており、現
行の支給額は、子供1人当たり月額1万3,000円ですが、この財源を確保するため国は、
子ども手当の一部は児童手当として支給するとし、児童手当分の費用負担を県と市及び事
業主に求めたのは御案内のとおりであります。

本市における子ども手当の受給者数は、本年2月末現在で5,875名、これまでの支給額
の累計は、約12億2,300万円余りとなっております。

今年度末までの支給額に対する本市の費用負担額は、約1億2,960万円程度になると見
込んでおりますが、これは昨年同時期の児童手当支給額に対する費用負担額と、ほぼ同額
となるものであります。

このように、国は、平成22年度子ども手当法において、地方と事業主に負担を求めるに
当たり、児童手当制度以上にならないような負担割合を用い、平成23年度においても3歳
未満の子供に係る7,000円の増額分は、国が負担することとしております。

しかしながら、平成22年度子ども手当法成立過程における地方に対する政府の対応につ
いては、非常に遺憾であると思うところであります。また、昨年末に、政府が平成24年度
以降の子ども手当制度設計に当たり、地方と幅広く検討する姿勢を示したことで、ようや
く全国市長会が事務返上などの最終手段を見送ったという経緯が示すとおり、決して納得
がいく制度であるとは考えておりません。

さて、国では、昨年12月に子ども手当の用途に関する調査結果を公表しました。複数回
答で最も割合が多かったのが、「子供の将来のための貯蓄・保険料」の41.6%であり、以
下「子供の衣類、服飾雑貨費」、「子供の学校外教育費」と続いております。

このように、子供に限定した使い道が回答数の上位を占めておりますが、中には「家庭
の日常生活費」、「家族の遊興費」など、現金給付であるがゆえの本来の支給目的に沿わな
いものが見られるのも事実であります。

所得制限のない子ども手当は、子育てへの経済的支援策と認識しておりますが、これは
所得制限のある児童手当の所得保障施策と性質は異なるものの、次代の社会を担う子供の
健全な育成のためという趣旨においては、必ずしも大きくかけ離れるものではないと考
えております。

例えば、保育料や医療費への助成などの現物支給は、直接その実績に応じて支給します
ので、支援の目的は確実に達成されますが、問題は、こうした全国一律の現金給付と地域

の実態に応じた各種サービスを提供する現物給付とのバランスであろうと思います。

いずれにいたしましても、どのような支援をだれがどのように供給するのがより効果的なのか、その負担はだれが負うのかを国と地方が十分に協議し、総合的な子育て施策を構築することが望ましいと考えておりますので、全国市長会を通じ、このことを強く訴え、平成24年度以降の子ども手当制度設計に関する動向を注視してまいります。

次に、(3) 関連法案が成立しない場合の本市の事務対応についてお答えいたします。

作佐部議員の会派代表質問でもお答えしましたとおり、この3月中に平成23年度子ども手当法案が成立しない場合は、廃止されていない児童手当が復活することになります。

本市が導入しております総合福祉保健システムには、児童手当のメニューをそのまま残しておりますので、仮に児童手当を支給することになっても、システム改修の必要はなく、支給対象者等のデータを移行することで対応できます。

この移行作業や所得調査に要する期間については、最初の支給となる6月までには十分と思われますが、昨年度まで児童手当を受給していた方も、現時点ではその支給要件に該当しないものとみなされた状態にあり、実際に支給するに当たっては、再び申請手続が必要になることも想定されます。また、転入されてきた方については、前住所地から所得証明書の取り寄せが必要となることなど、市民に新たな負担が生じる可能性があります。

平成23年度子ども手当法案が成立しなかった場合は、これらのことについて、市民への十分な周知を図りながら、6月の支給に向けて事務遂行に努力してまいります。

次に、(4) 保育料と学校給食費の滞納状況と、子ども手当から徴収できる場合の対応についてお答えいたします。

保育料については、口座振替と納入通知書による現金納付の2通りの方法で納めていただいておりますが、一昨年来、就業環境の悪化によると思われる未納者が増加傾向にあるのが現状であります。

滞納者に対しては、面談や電話などで過年度分も含めた保育料滞納分を納めていただくようお願いしておりますが、平成21年度末の保育料滞納額は約271万円、今年度は、2月1日現在で約161万円となっております。

平成23年度子ども手当からの保育料徴収の対応についてであります。特別徴収できるのは現年度分のみで過年度分は対象外であることや、保護者の保育料納付義務に対する関心が薄れることなども懸念されます。

また、新たに徴収に当たってのシステム改修を講じなければならないなど、さまざまな課題も視野に入れながら、今後、国の動向を見据えて検討してまいりたいと考えております。

学校給食費の滞納については、平成21年度末の小学校全体で約123万円、中学校全体で約119万円の状況にあります。学校給食費の子ども手当からの徴収の対応につきましては、保育料と違い、保護者の同意が必要となり、現段階では、同意した保護者のみ学校長の請求に基づいての徴収になると考えております。このことについても、保育料と同様に、引き続き保護者に納付意識を促すとともに、国の動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

次に、5、羽後本荘駅の昇降設備についてお答えいたします。

羽後本荘駅の昇降設備につきましては、今年度、交通結節拠点機能向上調査事業による

調査委託を実施し、高齢社会の進展を考慮しながら、交通結節拠点としての鉄道駅舎施設の利便性向上とバリアフリー化に関して必要な課題等について取りまとめたところであります。この調査では、乗り継ぎによる移動負担の軽減や東西市街地の一体化の醸成、バリアフリー化への配慮などが大きな課題に挙げられております。

これらの課題を解決するための施設整備は、駅東口、西口広場の整備や橋上駅舎、東西自由通路の整備が必要となり、駅舎のみならず駅周辺の一体的整備が必要になるとされております。この調査結果を参考にしながら、関係機関と調整の上、検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、6、本市の人口減少へ歯どめをの(1)働く場の確保と働く者の身分保障についてお答えいたします。

本市では工場等立地促進条例により、3年間の固定資産税の課税免除、雇用奨励金や用地取得及び福利厚生施設等への助成金交付などの奨励措置がございます。

また、この条例では、道路等の輸送施設や用排水施設の整備、従業員確保への協力などを提供できるものとしており、状況に応じて弾力的に運用し、企業誘致や既存企業の育成を図ってきたところであります。

御質問の企業誘致や既存企業の育成に際し、税制面の優遇や補助等で思い切った施策ができないかにつきましては、既に誘致済みの企業や地元企業に対して、これまで行ってまいりました支援と公平性を保ちつつ、進めていかなければならないものと存じます。

新たな支援策としましては、本定例会に企業支援貸工場条例の制定を提案しており、本市への進出や工場を増設する企業に対し、初期投資を抑えながら、迅速に生産体制を構築できる環境を整えてまいりたいと考えております。

市内企業における非正規雇用の実態につきましては、正式な調査は行っておりませんが、企業を訪問した際の聞き取りでは、「経済動向が先行き不透明であり、安易に正規雇用者をふやすことができない」、あるいは「最小限の人員で業務に当たっている」などの声が多くあります。

また、ハローワーク本荘に正規・非正規の雇用者数を照会したところ、それらの数値は把握していないとのことですが、過去1年間の新規求人の内容では、求人総数3,180人のうち正社員の求人が1,872人で、その割合は58.9%と伺っております。

このように厳しい雇用情勢が続いておりますが、安心して働くことができる環境づくりが本市への定着に有効と考えておりますので、あらゆる機会をとらえて、市内の各企業に対し、正規雇用者の拡大を働きかけてまいります。

次に、(2)次世代育成支援対策推進法による行動計画の実施状況についてお答えいたします。

昨年3月に策定した由利本荘市次世代育成支援後期行動計画は、平成17年度から10年間を計画期間とした全体計画に必要な見直しを加えた平成26年度までの5年間を期間とした行動計画であります。

この計画は、地域における子育て支援の充実などの7つの基本目標を掲げ、本市の子育て支援策すべてを網羅したものであります。

行動計画策定後、本市においては、子育て家庭の経済的負担軽減のため、福祉医療費拡大事業、入院医療費支給事業、特定不妊治療費助成事業、子育て支援金事業などを実施し

てまいりました。

また、共働き世帯やひとり親家庭などの子育て支援として、保育園の延長保育や休日保育の推進、ファミリー・サポート・センター事業、学童保育事業の充実、放課後子ども教室推進事業なども実施してきたところであります。

後期行動計画の初年度である本年度においては、福祉医療費全額助成の対象年齢の拡充や岩谷児童館の改築、民間保育園の改築事業費補助などを行ってまいりました。

今後もこのような子育て支援事業が、本市の少子化対策につながるものとして、由利本荘市次世代育成支援推進協議会等において、市民の皆さんの意見を伺いながら市民ニーズの把握に努め、子育て支援施策のさらなる充実を図ってまいります。

次に、(3)結婚のための出会いの場づくりについてお答えいたします。

少子化対策の一環として、近年、いわゆる婚活支援事業に乗り出している自治体が増加しており、秋田県においても昨年、財団法人秋田青年会館に委託してあきた結婚支援センターを開設し、結婚に前向きな独身男女の出会いを支援しているところであります。

この結婚支援センターの開設に当たっては、市が県からの要請を受け、市内民間団体を対象とする、すこやかあきた出会い応援隊と市内在住者から成る結婚サポーター3名を推薦し、このセンターが主催する活動イベントや支援ネットワークづくりに参画しているところであります。

また、昨年は、由利高原鉄道が出会い応援隊に加入し、水辺婚活なべっこツアー列車を企画して、これが御縁で1組が結婚されたと伺っており、地域における出会いの場の創出を推進しております。

いずれにいたしましても、晩婚化あるいは未婚化社会とも言われる現代において、多様なライフスタイルによる価値観や結婚観の違いはあるものの、特に自分の人生を見つめて、真摯に結婚を望んでいる未婚者に対しては、結婚しやすい環境づくりを推進してまいりたく考えております。

次に、7、森林・林業再生プランについて、(1)国の再生プランに対する本市の計画策定などの取り組みについてお答えいたします。

国の森林・林業再生プランでは、現在の28%の木材自給率を2020年度までに50%以上に引き上げることを目標としております。

そのための施策として、大型トラック、大型機械で効率的に木材を搬出するための作業道の整備及び伐採・搬出などを一体的に行う集約化を進めるために、森林所有者への施業提案や林業経営を支える人材育成などを推進し、外材に打ち勝つ国内林業の基盤を確立することとしております。

これを受けまして、市としては、今までは切り捨て間伐が主流でありましたが、今後は、搬出間伐を促進することや搬出のための作業道整備の補助率12%を維持するなど、自給率引き上げに積極的に取り組んでいるところであります。

次に、(2)利用可能時期を迎える森林の伐採についてお答えいたします。

由利本荘市内には、戦後の植林から50年の伐期を迎え、利用可能となっている森林が多くあります。

しかし、今後は80年以上の長伐期への移行、また生育の遅いところについては、さらに長い90年以上の長伐期に移行していくものと見込まれ、素材や用途に応じた伐採計画が必

要になってきております。

市有林については、公共施設建築に積極的な活用を計画し、また、民有林については、森林・林業担い手のリーダーである森林組合と将来の木材安定供給のために、間伐・皆伐を含め施業のあり方を協議してまいりたいと考えております。

さらに、来年度から秋田市河辺に建設される予定の大型製材所が3年後の本格稼働時には、由利本荘地区から年間原木1万立米以上の生産増加が見込まれ、林業活性化に大きく資するものと期待をしております。

次に、(3) 林業従事者の現状と今後の対策についてお答えいたします。

現在、本市には、森林組合を含む43の事業者があり、林業従事者は275名で、保育や素材生産事業を担っております。森林が永続的に公益的機能を発揮していくためには、森林施業の担い手となる人材の確保が欠かせない条件であり、こうした事業者の育成は、大変重要と考えております。そのため市では、緑の雇用担い手対策事業で、事業者が実施する職業訓練のための場として市有林を提供し、担い手研修を支援しております。

また、林業全体への支援としては、間伐・下刈りなどのほか、生産の低コスト化を目指し、高性能林業機械を導入する経費について市単独事業でかさ上げ助成をしており、今後も継続してまいります。個人経営から共同事業者等への移行など、林業事業者の事業展開がスムーズに行えるように支援していくことが林業従事者の雇用対策にもつながるものであると考えておりますので、今後とも林業施策への御理解と御支援をお願いいたします。

次に、7、森林・林業再生プランについて、(4) 学校校舎を木造にできないかについては、教育長からお答えいたします。

次に、8、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)についての(1)本市の工業界についてお答えいたします。

昨年10月、経済産業省では、他の貿易連携締結の有無など一定の前提条件をもとに、TPP不参加による自動車、電気電子、機械産業の3業種の損失額を影響額として試算し、公表いたしました。

この数値の公表を受け、県内の経済団体などでは、TPPへの参加により、製品の輸出や資源の輸入でメリットが生じる可能性も高いとして、貿易の自由化に前向きな声があることは私も承知しております。

また、市内企業の皆様もTPP問題には高い関心をお持ちであることは、さまざまな懇談の場で伺っているところであります。

こうした中で、あす3月8日には、東北経済産業局の局長が地域経済情勢の調査のため本市を訪れ、地元企業との意見交換会を開催することになっております。

TPP問題に関する国の情報を提供いただき、地域企業としての御意見も伺える機会と考えております。

次に、TPPに参加した場合の本市工業界が受ける経済効果についての御質問ですが、前提条件が多様となるため、市独自の積算は困難な状況でありますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2) 2国間協定について、(3) オーストラリアとの協定による影響はについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

政府が参加を検討しているTPPは、原則として例外を認めない貿易自由化の協定であ

ることから、米を初め国内の農業・漁業は、壊滅的な打撃を受けるとされております。

また、2国間協定でもあるEPA（経済連携協定）は、相互の合意により、必ずしもすべての自由化を行う必要がないため、現在、我が国でも10カ国と締結するなど交渉が進められております。

オーストラリアとの交渉の中では、米は除外されるとの新聞報道があるものの、牛肉や乳製品など農産品の関税撤廃をめぐる議論には、慎重に対応する必要があると考えております。

オーストラリア産の牛肉は、輸入量の7割を占めており、牛肉の関税が撤廃された場合、本市では肉用牛の75%、10億円ほどが減少すると試算され、本市農業に与える影響は多大なものとして認識しております。こうしたことから、EPAやFTA交渉には、慎重な対応を国に求めているものであります。

また、平成24年度にあきた総合家畜市場開設を控えた本市としては、情勢の変化に柔軟に対応し得る足腰の強い畜産農家の育成が重要であり、生産者と関係機関が一体となり、転作田などを有効活用しながら、粗飼料自給率の向上や一層の生産コスト低減を進めてまいります。

このため、県やJAなどと連携し、優良子牛の生産や優良雌牛の導入促進を図り、県有種雄牛を活用した特色ある振興策による秋田牛ブランド確立などに取り組み、全国に発信できる魅力あるあきた総合家畜市場の基盤確立を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、9、県道羽後本荘停車場線未改良区間の整備についてお答えいたします。

県道羽後本荘停車場線は、御質問にもありますとおり、現在施工中の本荘中央地区土地区画整理事業区域境から由利中央線までの裏尾崎町地内の約380メートルの区間につきましては未整備区間となっており、交通安全上の問題や都市機能の低下などから、早期改良が望まれております。これまでも、由利本荘市中央ブロック連絡協議会や、当路線の地権者の方々に組織する裏尾崎町拡幅促進協議会より市に対し、道路改良の早期着手についての要望書をいただいているところであります。

当路線は、由利本荘市文化交流館「カダレ」建設工事が進む羽後本荘駅前地区から市街地中心部を貫通する交通処理や通行の安全はもちろんでありますが、防災機能や商店街としてにぎわいが求められる路線であることを踏まえ、これまでも県に対しまして早期整備について要望してきたところであります。

この区間の道路整備に向けた秋田県との協議の中では、県道であるとともに、市の都市計画道路という性格を有することから、中心市街地のにぎわいづくりに向けた地元のみまちづくり計画の策定と都市計画決定幅員の見直しを県から求められております。都市計画道路としての計画幅員は、4車線27メートルとなっておりますが、予測される交通量では、4車線での築造は過大であるとの認識で地元住民・県・市とも一致しております。

昨年11月に秋田県立大学と連携のもと、みまちづくり計画や幅員を検討する地元6町内会長と裏尾崎町拡幅促進協議会で組織する大門・本町通り周辺のみまちづくり協議会を立ち上げ、特に重要となる沿線部分のみまちづくり計画の詳細検討については、秋田県を含めた沿道の地権者の皆様で構成する分科会で行うことといたしました。

これまで、勉強会を含め5回の分科会を開催し、拡幅後の土地利用計画や沿道全体での

デザインの統一についてアンケートを行うなど、自分たちのまちづくりについて検討を行っているところあります。このまちづくり計画策定と幅員の変更を検討する中で、随時、秋田県とも協議しながら、早期着手に向けた要望を行ってまいりたいと考えております。

したがって、現段階で着手につきましては明確にできませんが、県と整備に向け、鋭意努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、10、市職員に求められる基本姿勢についての(1) 接遇マナー研修の効果についてにお答えいたします。

接遇研修については、基本となりますあいさつのノウハウはもとより、公務員としてお客様に対応する場合に必要な知識や所作の習得、全体の奉仕者にふさわしい資質などを身につけることを目的に実施したものであります。

平成21年度は全職員を対象として、また、22年度は研修成果の検証を目的に、講師が本庁や各総合支所に赴くとともに、補習と新規採用職員を対象に実施しております。この2年間の研修により市民からは、職員のお客様への接し方や電話対応が変わったとの評価をいただいております、一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、全職員が接遇の必要性や重要性を理解し、あいさつを初め接遇が身につくまでには至っておりません。私は、公務員である前に一人の人間として、「あいさつのできる者は仕事もできる。あいさつのできない者は仕事もできない」と考えており、今後とも、職員の意識改革と接遇励行に強く取り組んでまいりますので、議員各位の御協力もお願いいたします。

次に、(2) 不適切な業務執行についてにお答えいたします。

昨年末、不適切な業務処理などが発生したことは、最高責任者としてまことに遺憾に思っております。市政の運営は、市民との信頼の上に成り立つものであり、当然ながら、職員の資質とモラルが重要となってまいります。

これまでも機会あるごとに述べてまいりましたが、再発防止には管理監督者の役割が重要であり、また職員としての自覚と気概を持ち、市民の信頼を得ながら業務遂行できるよう、コミュニケーションなど職場環境の充実が必要と考えております。

こうしたことから、今年度は、副市長2人による全課長職を対象とした管理監督業務についてのヒアリングを実施し、指導を強化したところであり、今後も効率的で質の高い組織体制の整備を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

議長(渡部功君) 村上副市長。

【副市長(村上健司君)登壇】

副市長(村上健司君) それでは、三浦秀雄議員の御質問にお答えいたします。

先ほど市長が御質問にお答えしましたが、私は、就任2年を前に、3月31日をもって副市長を辞職し、4月1日付で秋田県に復職することになりました。

これまでの議員各位の御厚情に対し、心より感謝申し上げます。

私は、これまで与えられた役割の中で、合併協議の際に残された課題のみならず、将来の本市を見据えたときに、今から手をつけなければならない課題につきましても取り組んできたつもりであります。その多くはまだ道半ばであります。その方向性については、職員と認識を共有できるように努め、そのための市役所内の体制づくりにつきましても留

意してまいりました。

本市には、まだまだ多様な可能性が埋もれております。このことは、市民や市外の人たちとの交流、あるいは現場を通して何度も実感してまいりました。県庁に戻りましても、サポーターの一人として、本市を支え、見守ってまいりたいと考えております。

本市誕生のときを含めて、2回も本市にかかわることができましたことを大変光栄に思いながら、最後の日まで全力を尽くす所存でありますので、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（渡部功君） 藤原副市長。

【副市長（藤原由美子君）登壇】

副市長（藤原由美子君） それでは、三浦議員の御質問にお答えします。

私のこの1年間の思いと今後の取り組みについてということでございますが、昨年の4月就任以来、この1年間微力ではございましたが、長谷部市長のもと、市の活性化、市民福祉の向上のため、できる限り地域に足を運び、市民の方々の声に耳を傾け、日々の職務に当たってまいったつもりでございます。

今後とも、市民のニーズは現場にあるという原点を忘れず、誠心誠意努めてまいる決意しておりますので、議員の皆様御指導と御協力、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 三浦秀雄議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

7の森林・林業再生プランについての（4）学校校舎を木造にできないかについてであります。木造建築は、地球環境に優しいことや、木のぬくもり感によって、暖かみと潤いのある落ち着いた環境が得られることから、公共施設の建設においては、木造化や木質化が取り入れられることが多くなってきております。

また、本県は林業県であることから、県産材の利用促進のため、県でも公共建築物の木造化などの基準が設けられております。

本市においても、これまでの学校建設では、内装材を中心に木材をできるだけ多く取り入れてきており、駐輪場などの附属建物については、木造で整備を進めてきたものもあります。

伊藤順男議員の会派代表質問にお答えしましたとおり、木造校舎には、耐用年数や維持管理の問題、防災面で避難所としての活用などを考えた場合の安全性など、まだ研究を要する課題もございます。

これから建設する学校においては、木質化を基本として、木材の利用について積極的に検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（渡部功君） この際、会議時間を延長いたします。

29番三浦秀雄君、再質問ありませんか。

29番（三浦秀雄君） まず初めに、1番の市長の目指す由利本荘市づくりについてであ

りますが、市長はふれあいトーク、あるいは行政懇談会、市長への手紙等で対応しているふうな話でありましたが、私もふれあいトークにつきましては参加させていただきました。とてもではないけれど、あの雰囲気の中で自分の思いを語るということは、よほどの方でないといけないのではないかなというふうに思いました。

ですから、私は、言いたいけれども言えない、そういう人たちの声を拾うことも一つ必要じゃないのかなと、そのために私はアンケートを提案したものでありました。幸いにも市長は、アンケートを検討するということでありましたので、どうかその辺も私の意図するところも酌み取っていただきまして、早急にアンケート調査をしていただきたいと思いますが、その辺、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、3番の(2)事業仕分けについてであります。市長は外部評価制度を充実させるとのことであり、それも結構なことではあります。その中に事業仕分けを導入することで、なお充実が図られるんじゃないかなというふうに思います。ましてや公開での事業仕分けをした場合に、いろんな意見を持つ市民も見えられると思いますし、業務の中でも事業の中でも、あるいは形骸化している、そういう事業がもしあったとすれば、その発見にもなるんじゃないかなというふうに思いますので、事業仕分けにつきまして検討する余地があるのかなのか、その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

それから、5番の羽後本荘駅の昇降設備の件であります。多分市長は鉄道利用をされたと思いますが、今現在見てみますと高齢者の方々は、壁にはうような形で上りおりして居るんです。その状況を改善しなければいけないと常々思っていたものですから、提案しているわけでありまして。

答弁の中には、「駅東、あるいは西口、駅全体の駅舎の整備」云々の話がありましたが、それを待っていたのでは、今の高齢化時代に追いついていけないんです。今、エレベーター・エスカレーターをつけても、駅改築のときにはそれはまた利用できると思うんです。

ですから、その点も考えまして、いつできるかわからない駅舎整備、いつできるかわからないものを当てにするよりは、福祉の由利本荘市と言われるようなまちづくりを長谷部市長にぜひやっていただきたいと、そのように思いますので、もう一度御答弁よろしくお願いいいたします。

それから、6番の人口減少へ歯どめをについてであります。いろんな対策を講じているとは思いますが、市長の23年度の指針となる市長要旨説明と言いましたか、いわゆる施政方針、この中にも少子化対策はこうあるべきだというきちんとしたものが載っていないんです。特に人口減少に対する指針が載っていないんです。これは、これから人口減少は、町も市も国も県もみんな疲弊を進める現象ではないのかなというふうに思いますので、これはまずどこかで食いとめなきやいけないと思いますので、市長が23年度、これに頑張るといふようなことをもう一度お願いしたいと思います。

それから、7番の森林・林業再生プランについてであります。今、林業が大変な時期、時代に入っているんです。これは市長も御存じかと思いますが、今までやってきたような事業体系では、林業は活性化しないと思います。これ以上悪くならないように事業施行をしているのかわかりませんが、そうではなくて、やはりこれから活性化をさせるような事業展開をしていくべきだと、そのように思いますので、これにつきましても、今、林業の再生プランが国の施策の中で出ておりますので、これが今チャンスだと思っておりますので、こ

の再生プランに由利本荘市が向かって、この事業をどのように導入するというふうな考えがもしありましたらお願いしたいと思います。

あと最後に、学校の校舎木造化についてであります。先ほどの答弁、金曜日の答弁にもありました。その避難場所としての安全性というふうな話でありましたが、校舎そのものの自体の安全性については、今の技術では構造材でも内装材でも安全性は保たれるんです。

ただ、木がコンクリートより弱いこと、これはわかります。でも、そんなことではなくて、子供たちの教育環境をどう整備していくかということを中心に考えた場合は、やはりぬくもりのある木材を使った、要するに木造建築の校舎がこれから必要なのではないかなというふうに思いますので、どうかその点、もう一度お願いしたいと思います。民主党では、コンクリートから人へということでありましたが、コンクリートから木造へ何とかお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） それでは、三浦議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、アンケート調査の件でありますけれども、施政方針演説でも、あるいは日ごろから私も皆さんに申し上げておるとおり、私は行動する市長として、現場にみずから足を運んで、そこに住む市民の生の声をよくお聞きをして、その声を市政に反映をさせるという、こういう自分の政治姿勢でこの2年間やってまいりました。いろいろとふれあいトーク、あるいは行政懇談会、各地域から御案内があれば、できるだけ日程調整をして出席をさせていただいてると、またことし1月からは市長への手紙ということで、こういう事業も実施させていただいて、大変多くのお手紙をちょうだいしております。

先ほど三浦議員がお話しましたとおり、なかなか公式の場では思っても話にくい、意見を出しにくいという傾向は確かにあろうかと思えます。私としては、日程の都合もありますけれども、できるだけ最初・前段で帰らずに、懇親会等にも出席をして、非常に気持が和らいだところで、ひざを交えて本当の生の声を伺う努力をしておるところでございます。それに加えてアンケート調査ということでございますので、限界もあろうかと思えますけれども、前向きに検討させていただきたいなと、このように考えておるところでございます。

それから、2番目の外部評価、事業仕分けをしたらどうかということでございますが、御承知のとおり、外部評価委員を公募、あるいはそういう委員会を設置してからまだ1年が経過しておりません。そういうことで、当面は外部評価委員会が事業仕分けも部分的には兼ねるんだろうと思っておりますので、まずこの外部評価委員会をしっかりと充実をさせていきたいと、こう考えております。事業仕分けについては、今後広く皆さんの御意見を聞きながら、どうしたらいいか検討してまいりたいと考えております。

それから、駅舎の件についてであります。私もJRのほうにも足を運びまして、さまざまなお願いやら意見交換をさせていただいておりますが、全体的な青写真というものをつくってやらないとなかなか大変だと、例えばすぐにエレベーターだけを設置すればそれで済むかという問題でもありませんし、非常に大がかりな工事になるかと思えます。そういう意味では財政の問題もございまして、関係機関と協議をしてみたいと思えます。いずれ三浦議員の御質問の中にあります趣旨は十分理解しておるつもりでございますので、今後とも頑張ってみたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

それから、森林・林業再生プランについては、私が答弁をしたとおりでありますけれども、森林組合とも連携を密にして、特に由利本荘市は、広大な面積を持つ、秋田県でも一番広い市でございますので、林業の占める割合というものは非常に高いわけでありまして、できるだけ活性化に結びつけるように関係団体とも協力し合いながら進めてまいりたいと考えております。どうぞひとつ御理解をお願いしたいと思います。

人口減少については、非常に難しい問題であるというふうに思います。行政として、あるいは市として、人口減少に歯どめをかけるためにどのような施策を展開したら効果があるのか、なかなか難しい問題でありますので、今後も知恵を絞りながら、どうしたら人口減少に歯どめをかけられるか、これについては議会の皆さんからも広く意見をちょうだいしながら、由利本荘市の人口減少に歯どめをかけるために全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。ここで明快な答弁ができればいいわけですが、この問題については非常に難しい問題だととらえておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（渡部功君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 三浦秀雄議員の再質問にお答えしたいと思います。

従来、ややもすれば、いわゆる木造化については建築費の問題、それから外装のメンテナンスの問題、そしてまた供給システムの問題等語られることが非常に多かったと思いますし、本県にある木造校舎などもその観点からかなり研究課題があるとの指摘がございます。

ただ、今、議員の指摘がありましたように、木材のぬくもりだとか、そうした学習環境にとっては、一つ高い質的なものがあるかと思っておりますので、今後そうした総合的な研究をしながら対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（渡部功君） 29番三浦秀雄君、再々質問ありませんか。

29番（三浦秀雄君） 時間がありませんので、人口減少につきまして、来年度の市長の指針たる施政方針には、人口減少対策をきちっと盛り込んでいただきたいことを要望いたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（渡部功君） 以上で、29番三浦秀雄君の一般質問を終了いたします。

議長（渡部功君） 本日の日程は終了いたしました。

明8日、午前9時30分より、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 5時10分 散 会